

第3期

根室市子ども・子育て支援事業計画

令和7年2月策定

根 室 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間.....	2
4 こども基本法の施行	2
5 SDG sの取り組みについて.....	3
第2章 根室市の現状	4
1 地域の現状.....	4
2 子育て家庭の現状	6
3 子どもの現状.....	10
4 母子保健の現状	13
第3章 根室市におけるこれまでの取り組み.....	17
1 子育て支援策の現状	17
2 根室市子ども・子育て支援事業計画の取り組みと評価.....	20
第4章 計画の基本理念と基本的な視点.....	22
1 基本理念.....	22
2 基本的な視点.....	22
3 計画の体系図.....	23
第5章 施策の目標.....	24
施策の目標1 地域における子育て支援	24
施策の目標2 母親と子どもの健康の確保・推進.....	30
施策の目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進	33
施策の目標4 支援を必要とする児童への取り組みの推進.....	34
第6章 子ども・子育て支援法の規定による記載事項.....	37
1 教育・保育提供区域の設定.....	37
2 量の見込みと確保方策.....	37
第7章 計画の推進体制	45
1 関係機関等との連携	45
2 計画の達成状況の点検・評価	45
資料編.....	46
1 根室市子ども・子育て会議条例.....	46
2 根室市子ども・子育て会議委員名簿	48
3 根室市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	49

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国では、少子化・核家族化の進行や地域社会における繋がり希薄化が進み、女性の社会進出に伴う共働き世帯が増加しており、さらには子育てに不安や孤立感を抱いている親の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、人口減少社会が本格化するなか、保育における待機児童の問題や、増加する児童虐待の問題など、子どもを生み育てるためのサポートが強く求められており、国と地域を挙げて子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築し、総合的に推進することが必要となっています。

こうしたなか、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年度から5年を一期とする、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保など、国の基本指針に基づき、地域に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されました。

また、全てのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行され、司令塔の役割としてこども家庭庁が創設されました。

根室市では「豊かな自然とあたたかい地域に見守られ、親と子が健やかで心豊かに育つまち」を基本理念とした「根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長することができる環境確保のため、子ども及びその保護者に必要な支援と質の高い幼児期の教育・保育の提供など、子ども・子育て支援を推進してまいりました。

今後においても、継続的かつ計画的に施策を推進するため「第3期根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画との連携を図りながら、妊娠・出産から切れ目のない子ども子育て支援施策を推進してまいります。

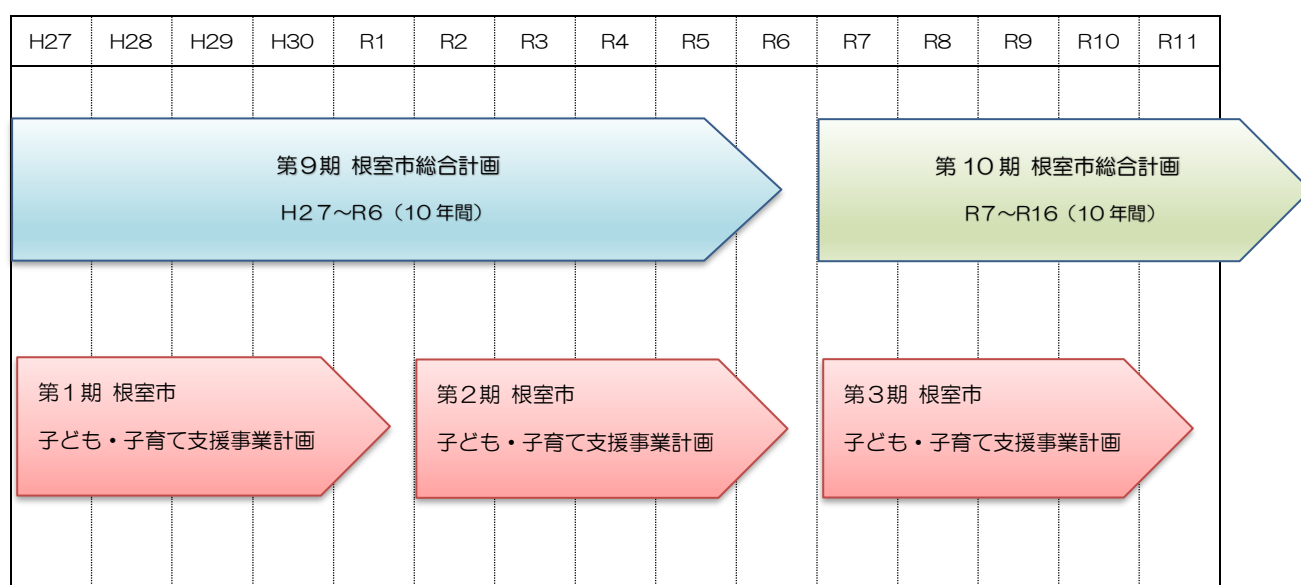
2 計画の位置付け

「根室市子ども・子育て支援事業計画」は、「根室市次世代育成支援対策行動計画」での関連・共通する施策の目標等について継続して取り組み、また母子保健分野も踏襲し、地域環境や多様化するニーズに即した地域子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進めるため、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村計画として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和11年度には、5年間の取り組みについて総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行います。



4 こども基本法の施行

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

5 SDGsの取り組みについて

2015年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」が掲げられました。

国では「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、地方自治体にはSDGs達成に向けた取組の推進を求めています。

本計画の上位計画である根室市総合計画においても、SDGsの原則に基づき、地域社会の課題に対応し、全ての市民がより良い生活を享受できるようにすることを目指すこととしていることから、本計画においても関連すると考えられるSDGsの目標を抽出し、下表に示します。

■本計画で関連すると考えられるSDGsの目標

子ども・子育て支援事業計画関連目標			
 1 貧困をなくそう	<u>貧困をなくそう</u>	 3 すべての人に健康と福祉を	<u>すべての人に健康と福祉を</u>
 4 質の高い教育をみんなに	<u>質の高い教育をみんなに</u>	 5 ジェンダー平等を実現しよう	<u>ジェンダー平等を実現しよう</u>
 10 人や国の不平等をなくそう	<u>人や国の不平等をなくそう</u>	 11 住み続けられるまちづくりを	<u>住み続けられるまちづくりを</u>
 16 平和と公正をすべての人に	<u>平和と公正をすべての人に</u>		



第2章 根室市の現状

1 地域の現状

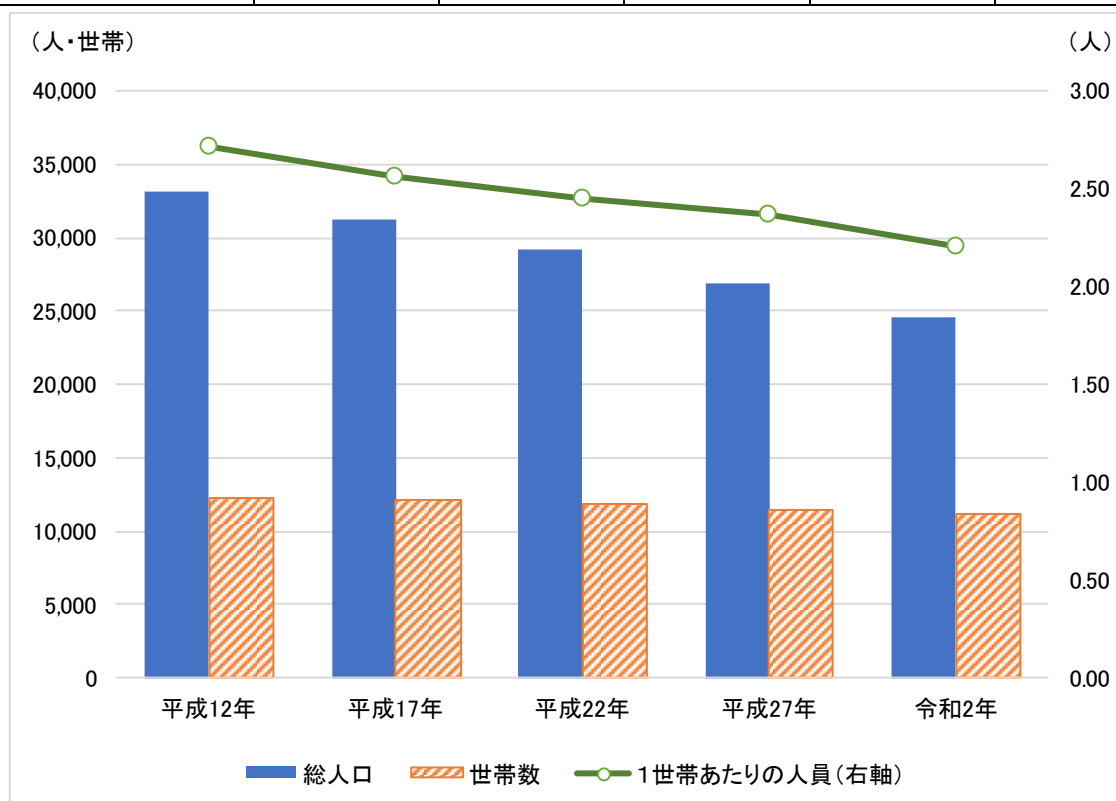
(1) 人口・少子化の現状

平成12年の根室市の人口は33,150人（12,222世帯）でありましたが、年々減少し、20年後の令和2年の調査では24,636人（11,153世帯）となっています。人口全体の減少率は25.7%となり、世帯数についても、1世帯あたりの人数が2.71人から2.21人と減少しており、過疎化とともに一人暮らしの高齢者が増えるなど核家族化が進んでいます。

■ 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

（単位：人・世帯）

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	33,150	31,202	29,201	26,917	24,636
世帯数	12,222	12,173	11,897	11,383	11,153
1世帯あたりの人員	2.71	2.56	2.45	2.36	2.21



資料：国勢調査

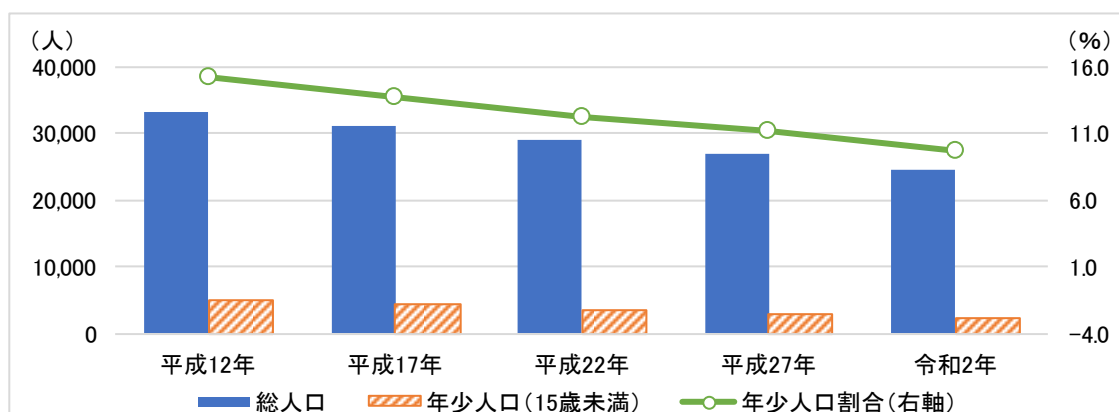
一方、年少人口（0～14 歳）においても、5,080 人から 2,396 人となっており、減少率は 52.8%と急激に少子化が進んでいます。この要因としては人口の減少とともに、出生数も減少し、平成 12 年では 283 人でしたが、徐々に減少し、令和 2 年では 115 人となり、死亡数を下回る状況となっています。

このような子どもの減少は、地域活力の低下や労働力の低下、また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭の環境が変化することにより、出産や子育てに関する親の身体的・肉体的負担の増加が懸念されます。

■ 総人口と年少人口の推移

(単位：人・%)

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	33,150	31,202	29,198	26,917	24,636
年少人口(15 歳未満)	5,080	4,310	3,565	3,033	2,396
年少人口割合	15.3	13.8	12.2	11.3	9.7

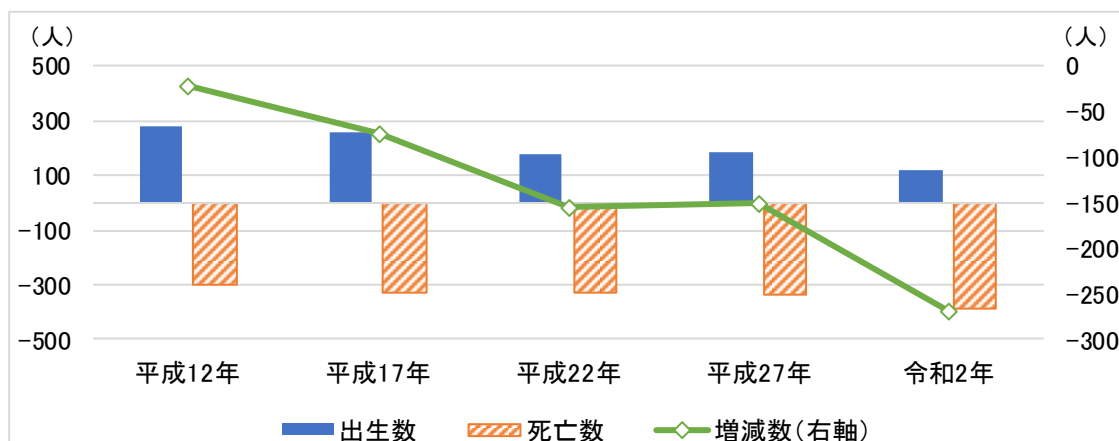


資料：国勢調査

■ 出生数・死亡数等の推移

(単位：人)

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
出生数	283	258	176	187	115
死亡数	303	332	331	336	405
増減数	-20	-74	-155	-149	-290



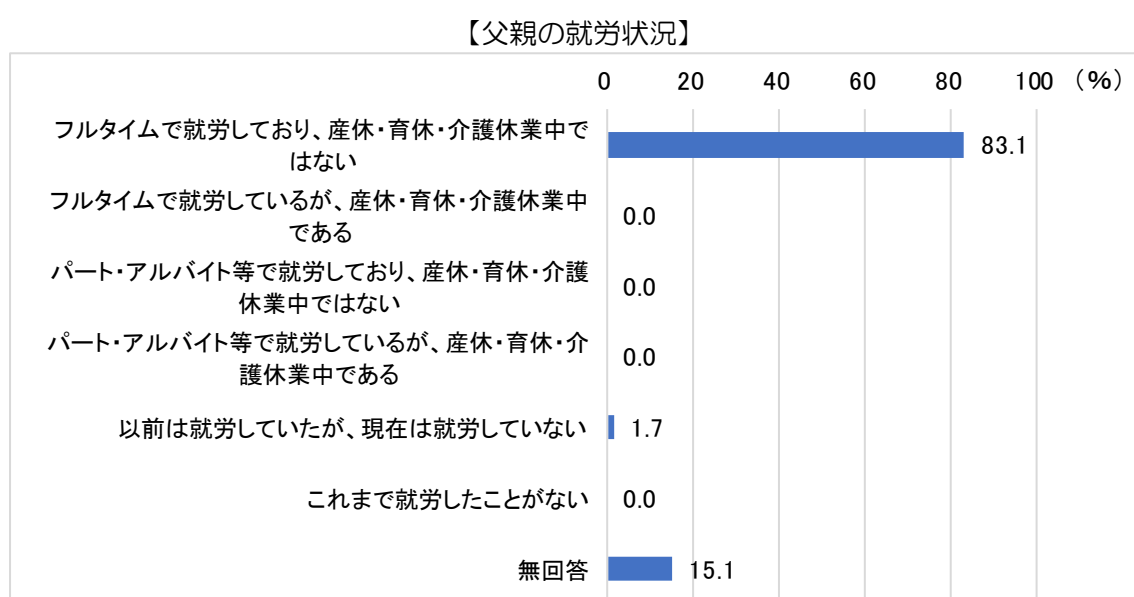
資料：根室市市民課統計資料

2 子育て家庭の現状

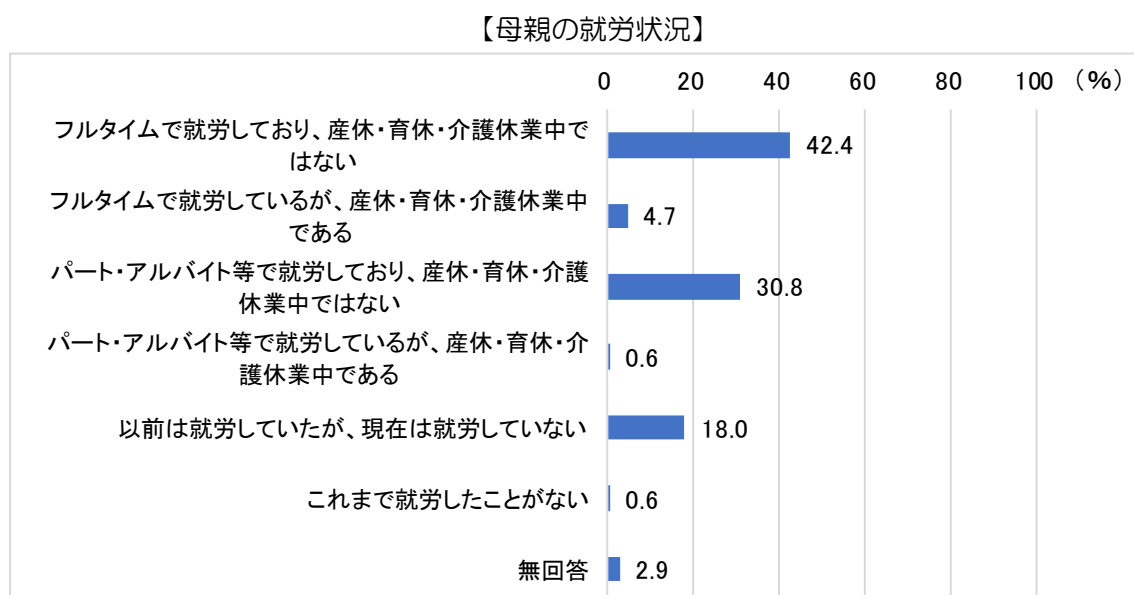
(1) 保護者の就労状況

令和2年の国勢調査によると、根室市の生産年齢人口は13,370人、そのうち就業者数は10,225人（76.5%）です。このうち女性の生産年齢人口は6,538人であり、就業者数は4,579人（70.0%）と女性の就業割合についても高いものとなっています。

根室市子ども・子育て支援アンケート調査の回答においても、父親の83.1%が「フルタイム」で就労しており、母親は42.4%が「フルタイム」、30.8%が「パート・アルバイト等」の合計73.2%が就労しています。また、「パート・アルバイト等」と回答した母親のうち、就労継続希望が63.0%、「フルタイム」への転換希望が31.5%となっており、母親の就労志向が高いことがうかがえます。

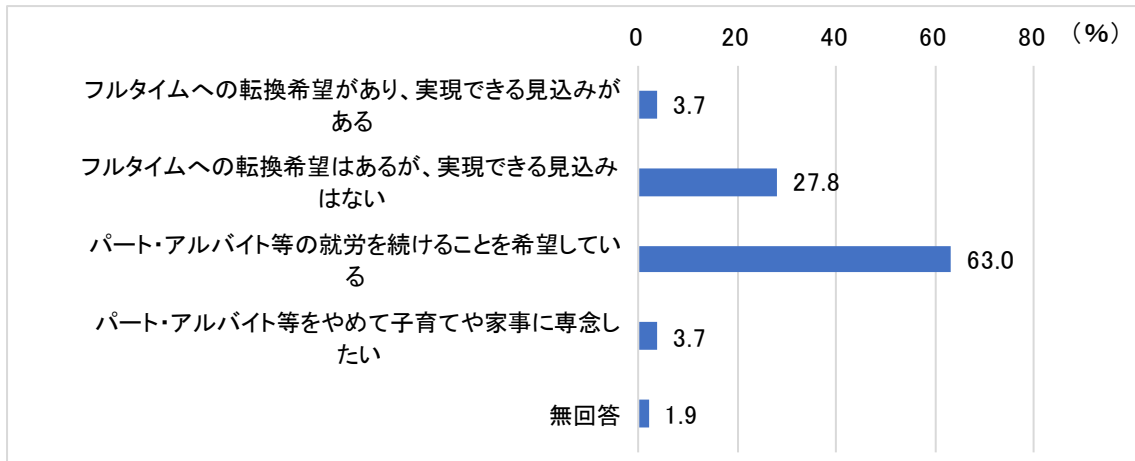


資料：根室市子ども・子育て支援アンケート



資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

【母親のフルタイム転換希望】



資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

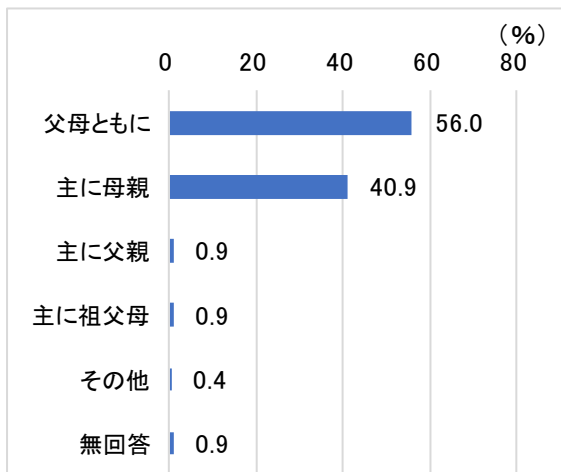
(2) 家庭での子育て

アンケート調査の回答では、「子育てを主に行っているのはどなたですか」との設問に対し、「父母ともに」が56.0%、「主に母親」が40.9%となっており、また、「お子さんの子育て（教育を含む）に日常的にかかわっている方はどなたですか」との設問に対し「父母ともに」が65.7%、「母親」が32.0%となっています。

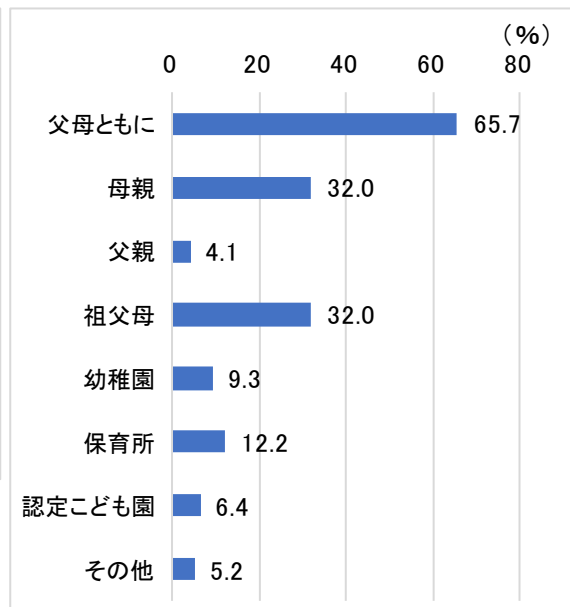
この回答結果から、母親のほか、父親の子育てへの関わりも高くあらわれています。

また、「祖父母」の関わりも32.0%となっており、祖父母が同居または、市内に住んでいるなどの傾向がうかがえます。

【主に子育てを行っている方】



【子育てに日常的にかかわっている方】



資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

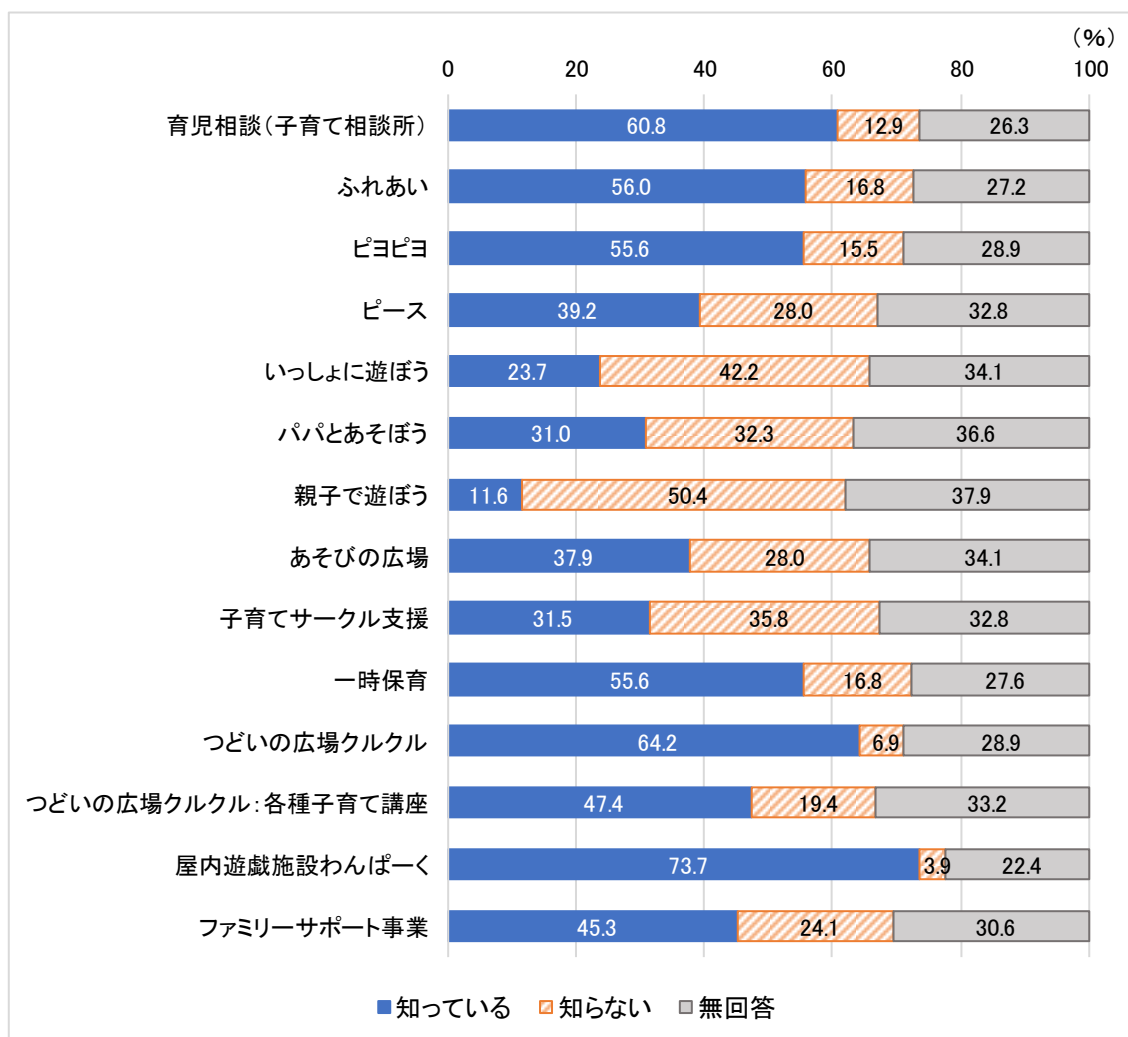
(3) 子育て支援事業の利用

「子育て相談所ぶらんこ」や「つどいの広場クルクル」についてのアンケート調査の回答では、その認知度は、「つどいの広場クルクル」で64.2%、「子育て相談所」で60.8%と高い傾向ではあるものの、利用していると回答したのは28.7%、利用していないが今後利用したいとの回答は17.6%と低く、事業の周知方法の工夫や魅力ある取り組みが必要と考えられます。

子育て相談所、つどいの広場クルクルでは、親子で安心して遊べる場所の提供や、育児についての悩みなどを相談できる心の拠り所として、また、令和4年4月より開設した「子育て世代包括支援センター」とも連携を図りながら、支援が必要な家庭と関係機関を繋ぐ子育て支援のコーディネート機能の向上を図っています。

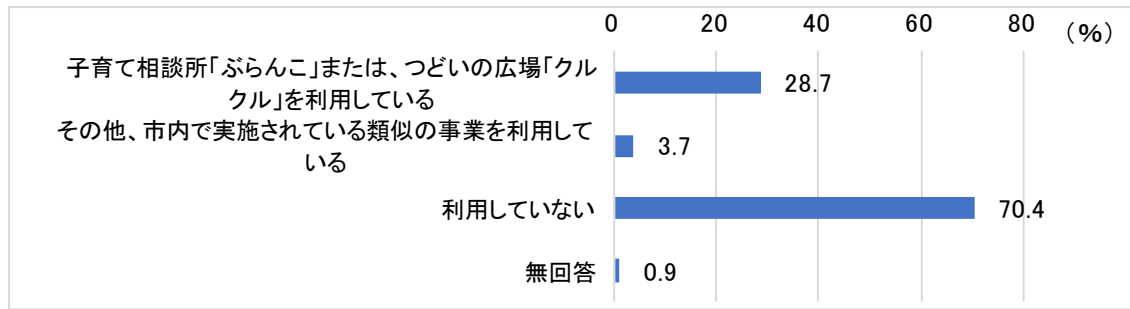
また、市立保育所で実施している一時保育については、平成26年度より給食の提供も行うなど利便性の向上に努めていますが、多様なニーズに対応した子育て施策の検討が必要です。

【子育て支援事業の認知度】



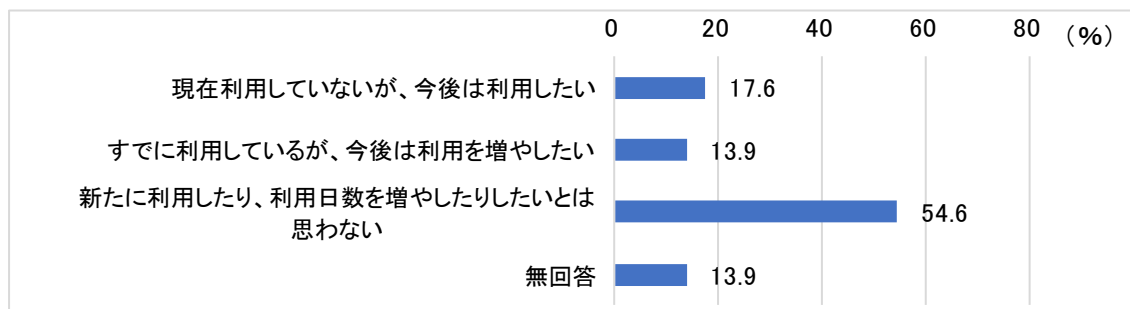
資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

【「子育て相談所」や「つどいの広場クルクル」の利用について】



資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

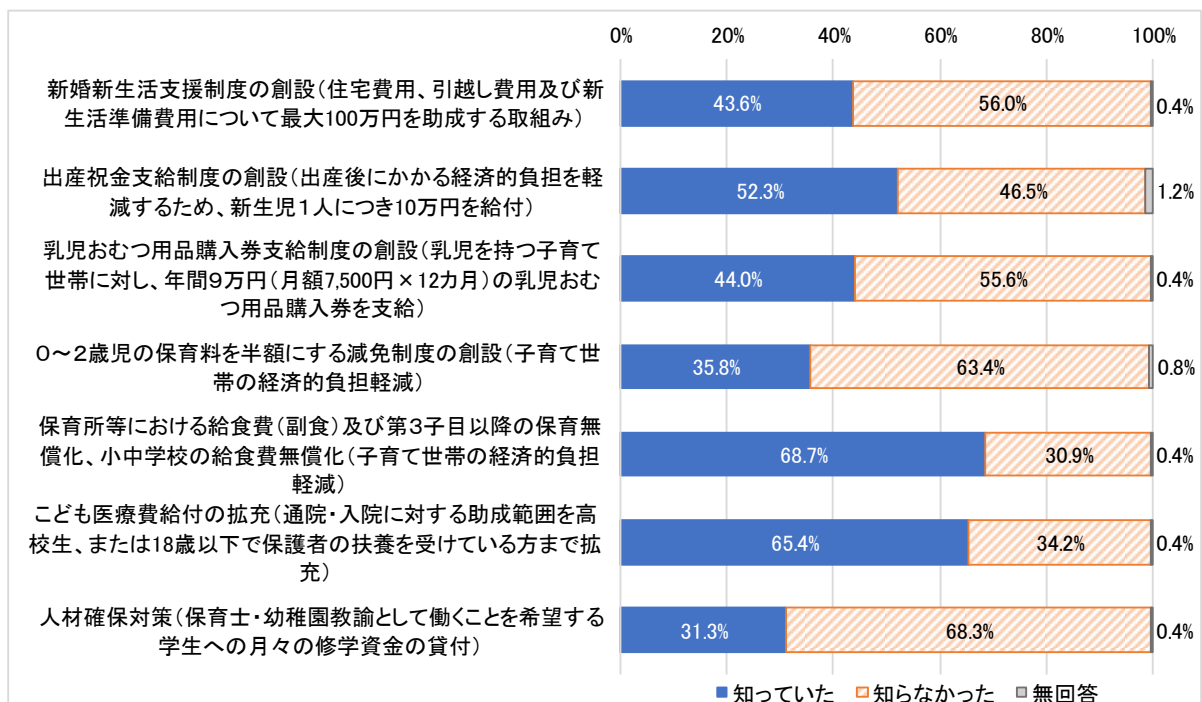
【「子育て相談所」や「つどいの広場クルクル」の今後の利用について】



資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

(4) 子育て支援施策に対する認知度

令和6年に実施した市民意識調査では、根室市で実施している少子化・子育て支援に関する施策の認知度をみると20歳代から40歳代の回答として、「保育所の給食費及び第3子以降の保育料・学校給食費の無償化」で68.7%、「こども医療費給付の拡充」が65.4%と続き、各種無償化事業などについては幅広い層の子育て世帯や若者の間で認知度が高いことがうかがえます。



資料：根室市市民意識調査

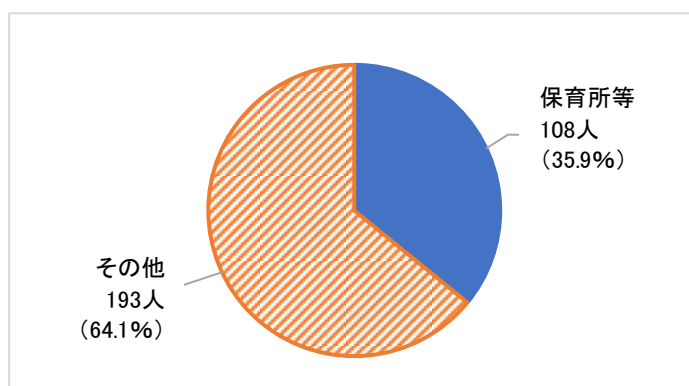
3 子どもの現状

(1) 保育所（園）などの現状

当市においては、未就学の乳児や幼児が利用する施設として、市立常設保育所3カ所、市立へき地保育所2カ所、民間常設保育園1カ所、民間小規模保育施設1カ所、合計7カ所の保育施設があり、民間の認定こども園、幼稚園については3園が運営されています。（民間小規模保育施設1カ所は令和6年10月より受入開始）

認定こども園、幼稚園、保育所（園）の利用状況は、少子化の影響により年々減少傾向でありましたが、多子世帯・幼児教育の無償化等の施策により、利用率が増加しており、令和6年4月現在、0～2歳児の人口301人のうち保育所（園）を利用している子どもは108人（35.9%）となっており、その他の子どもは193人（64.1%）となっています。

【0～2歳児の状況（計301人）】

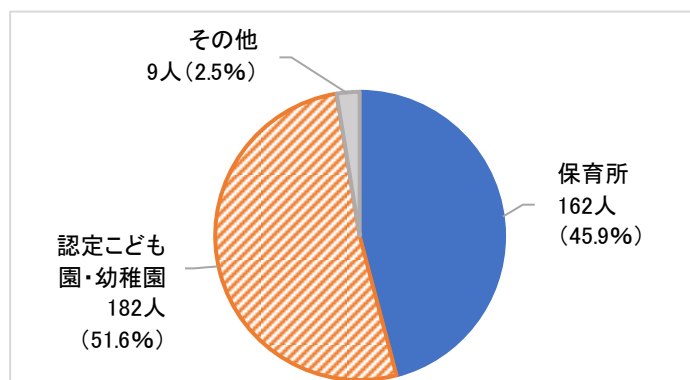


資料：根室市保育所・幼稚園入所状況一覧

また、3～5歳児の人口は353人で、このうち保育所（園）利用が162人（45.9%）、認定こども園・幼稚園利用が182人（51.6%）、その他は9人（2.5%）となっており、認定こども園・幼稚園に通う子どもが多い傾向にあります。

このような数値から、子どもが0～2歳の頃は自宅での子育てが多くを占め、3歳になる頃から、認定こども園、幼稚園、保育所（園）へ通う傾向が高くなっています。

【3～5歳児の状況（計353人）】

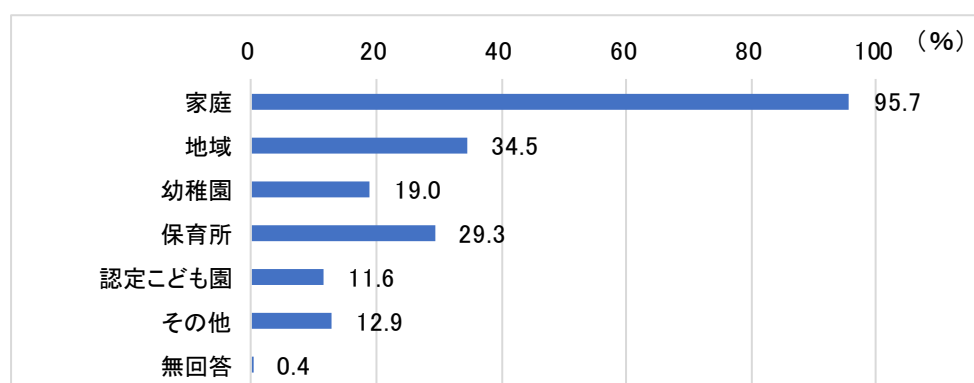


資料：根室市保育所・幼稚園入所状況一覧

保育所（園）・認定こども園に通う児童の対応としては、アレルギーや障がいのある児童、支援が必要な家庭などが増えてきており、多様化するニーズへの適切な対応が必要となっています。

保育所（園）や認定こども園、幼稚園を利用する保護者の視点として、アンケート調査の回答から解ることは、「お子さんの子育て（教育含む）に、もっとも影響すると思われる環境 全てに○をつけてください（複数回答）」との設問に対し、家庭が95.7%、地域が34.5%、保育所が29.3%、幼稚園が19.0%、認定こども園が11.6%となっていることから保護者は、家庭はもちろんのこと、地域や保育所、幼稚園、認定こども園などの幼児教育・保育施設の環境を重視していることがわかります。

【子育て（教育を含む）にもっとも影響する環境】



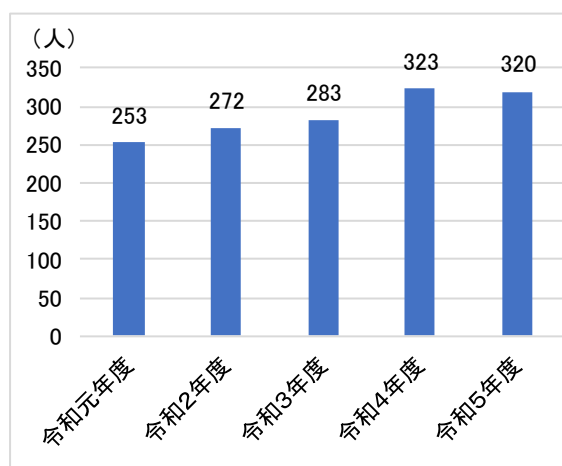
資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

（２）留守家庭児童会などの登録状況

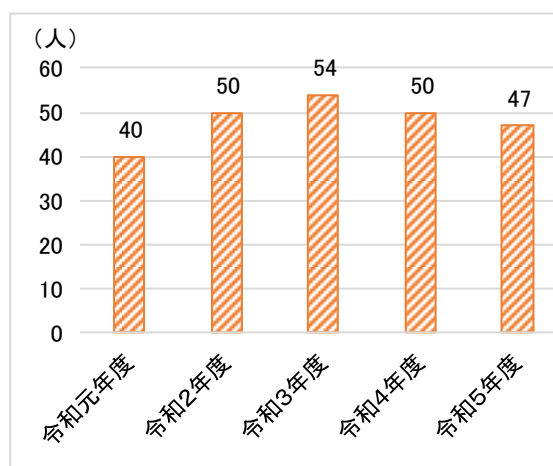
４つの留守家庭児童会（１年生から６年生）に登録し利用している児童は、令和６年１０月現在３３２人、登録児童会に登録し利用している児童は５１人となっています。

令和元年度から令和５年度の利用者数の推移をみると、留守家庭児童会は増加傾向、登録児童会の利用者数は５０人前後で推移しています。令和５年度の一人当たりの平均利用回数は、留守家庭児童会で約１３０回、登録児童会で約１５１回となっています。

【留守家庭児童会の利用者数（実人数）】



【登録児童会の利用者数（実人数）】

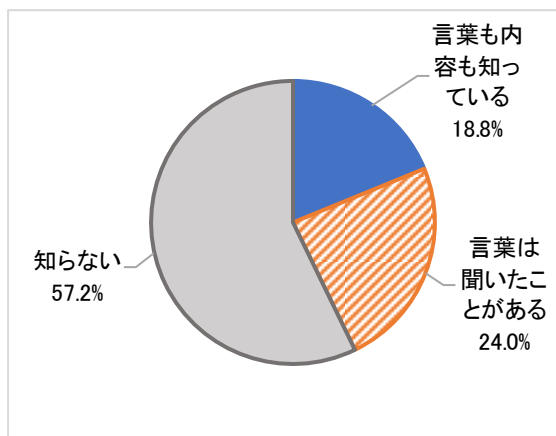


資料：根室市教育委員会社会教育課統計資料

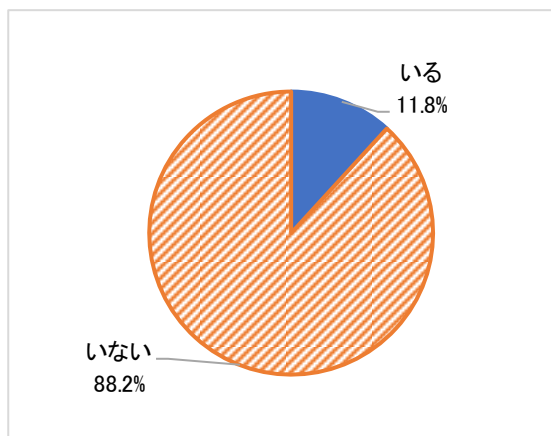
(3) ヤングケアラーの現状

アンケート調査の回答では、ヤングケアラーという「言葉も内容も知っている」と回答したのは 18.8%と認知度は低いものの、自分の勉強時間や遊ぶ時間を削ってでも、お世話にしなければならない家族が「いる」と回答した割合は 11.8%となっていることから、ヤングケアラーといわれる児童も一定数いることがうかがえます。

【ヤングケアラーという言葉の認知度】



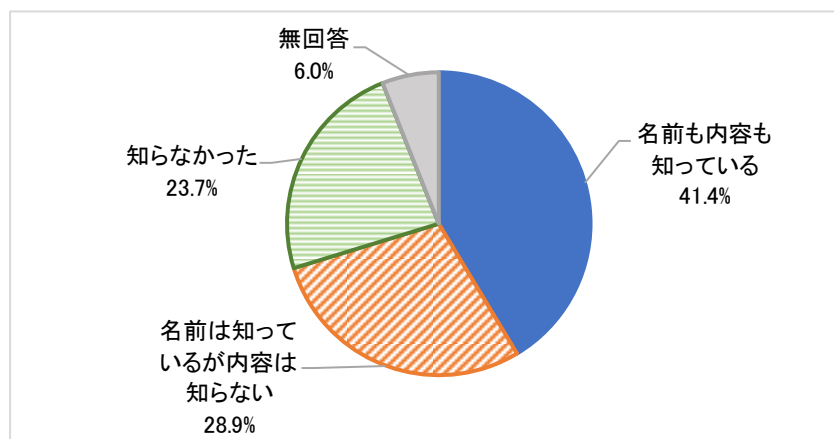
【お世話をしなければいけない家族の有無】



資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

(4) こどもの権利の認知度

アンケート調査の回答では、こどもの権利を「名前も内容も知っている」と回答したのは 41.4%となり、「名前は知っているが内容は知らない」も 28.9%といることから、7 割以上の家庭では聞いたことがある状況であることがうかがえます。



資料：根室市子ども・子育て支援アンケート

4 母子保健の現状

(1) 低出生体重児の状況

出生数中の低出生体重児の割合は、全道・全国と比べて低い状況となっていますが、低体重の出生は、健康や心身の発達に影響が及ぶことがあり、親にとってもさまざまな不安や心配につながります。

妊娠・出産・育児期を通した、母子保健の知識の普及や関係機関との連携を通じた支援により、低出生体重での出生予防や出生後の支援の継続が必要です。

■ 低出生体重児の割合

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
根室市	76.3	69.6	56.6	103.8	81.8
北海道	91.5	91.6	94.5	94.7	—
全国	94.1	92.2	93.7	94.2	—

(注) 出生児 1,000 人に対する低出生体重児の割合。

(年間低出生体重児数÷年間の出生数)×1,000

資料：全国と北海道は人口動態調査（厚生労働省）、根室市は根室市こども支援課統計資料

■ 根室市出生数

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	131	115	106	106	110

資料：根室市こども支援課統計資料

■ 根室市の低出生体重児内訳

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1000g未満	0	1	0	0	0
1000～1500g未満	2	1	0	0	0
1500～2000g未満	0	1	3	2	1
2000～2500g未満	8	5	3	9	8
合計	10	8	6	11	9

(注) 出生児 1,000 人に対する低出生体重児の割合。

資料：根室市こども支援課統計資料

(2) 妊婦の喫煙・飲酒の状況

根室市の妊婦の喫煙率は増加傾向にありましたが令和5年には減少し、令和3年の全道値とほぼ同じ割合になっています。産婦の喫煙率は大きな変化はなく、1割未満が喫煙している状況です。妊婦の飲酒率は1%未満の低い状況が続いています。

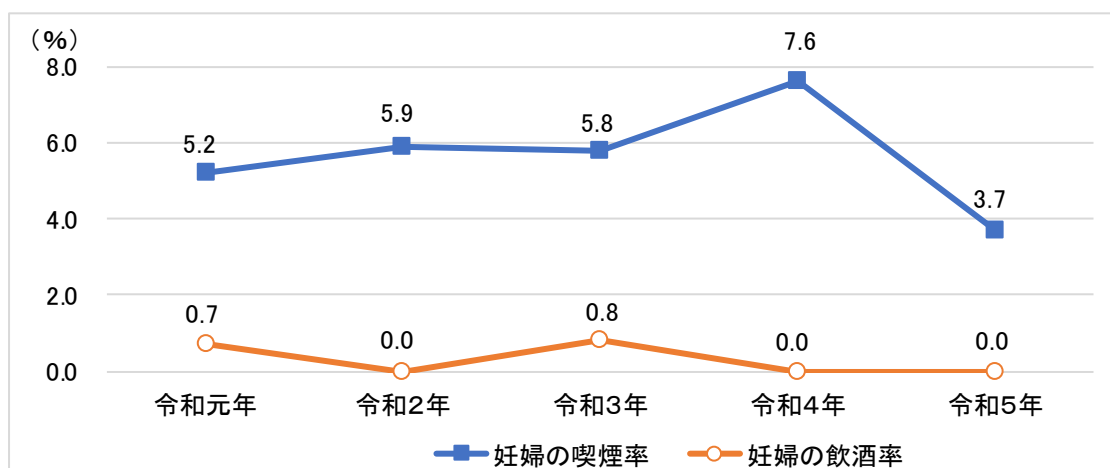
今後も、次世代の健康づくりと健全な育成のため、妊産婦や未成年者の喫煙・飲酒の害について、知識の普及・啓発に努める必要があります。

【妊婦の喫煙率（全道・全国）】

区分	全道	全国
平成 12 年度	－	10.0%
平成 22 年度	10.1%	5.0%
平成 28 年度	6.3%	－
令和3年度	3.8%	－

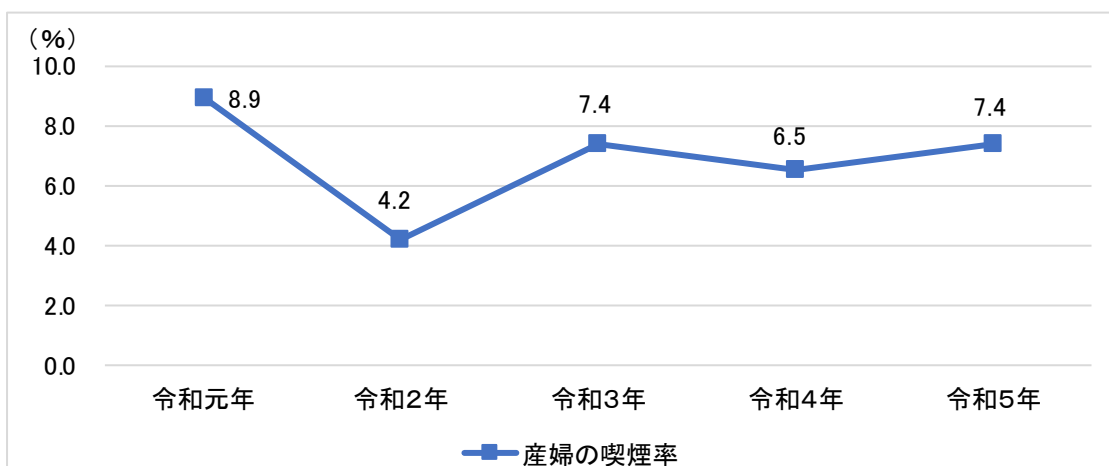
資料：全国は乳幼児身体発育調査報告、全道は北海道母子保健報告システム

【根室市における妊婦の喫煙率・飲酒率の推移】



資料：根室市こども支援課統計資料

【根室市における産婦の喫煙率の推移】



資料：根室市こども支援課統計資料（4 か月児健診統計）

(3) 乳幼児健診の受診率の状況

4ヵ月児健康診査、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査の受診率は96%前後で推移しており、未受診者については、家庭訪問や関係機関と連携した取り組みにより全ての乳幼児の状況を把握しています。他に、7ヵ月児健康相談、1歳児健康相談を、子育て相談所や図書館と連携して事業を展開しています。

今後も、乳幼児健診を充実し、各年齢における子どもの成長・発達の確認、注意すべき病気や障がいの早期発見に努めるとともに、事故防止対策や保護者への育児支援の推進が必要です。

(4) 幼児の虫歯、肥満、食習慣の状況

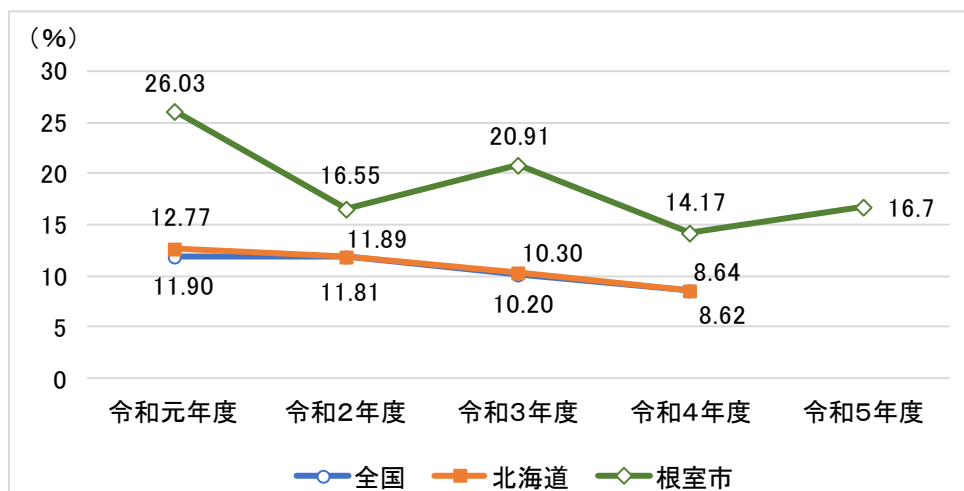
3歳児健診では、虫歯のある子の割合は全道・全国よりかなり高い状態で推移しています。肥満の子の割合については、5～8%で推移する年が多くなっています。

間食については、おやつ時間を決めていない家庭、おやつ回数が2回以上の家庭が半数程度となっており、このような習慣は、虫歯や肥満につながります。

根室市では、成人の肥満や高血圧・高血糖の有所見者が多くみられ、次世代の健全な食習慣等の生活習慣の形成が、地域の健康課題の解決にもつながります。

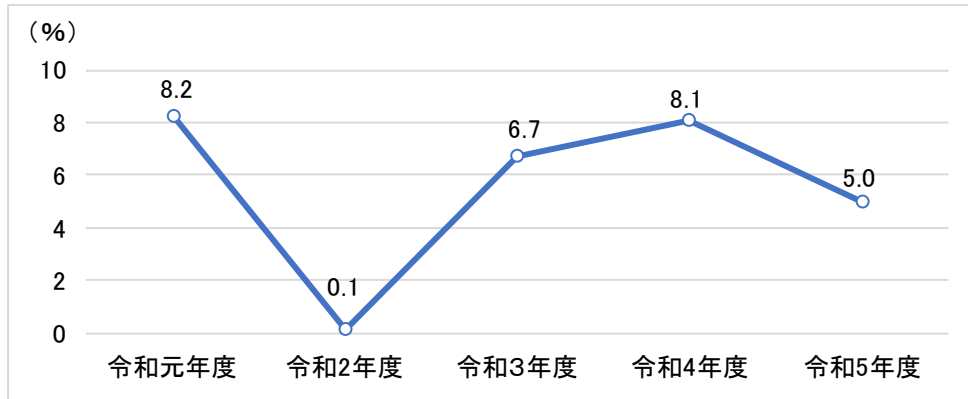
今後も、生活習慣の基礎づくりの推進に努める必要があります。

【3歳児健診虫歯のある子の割合】



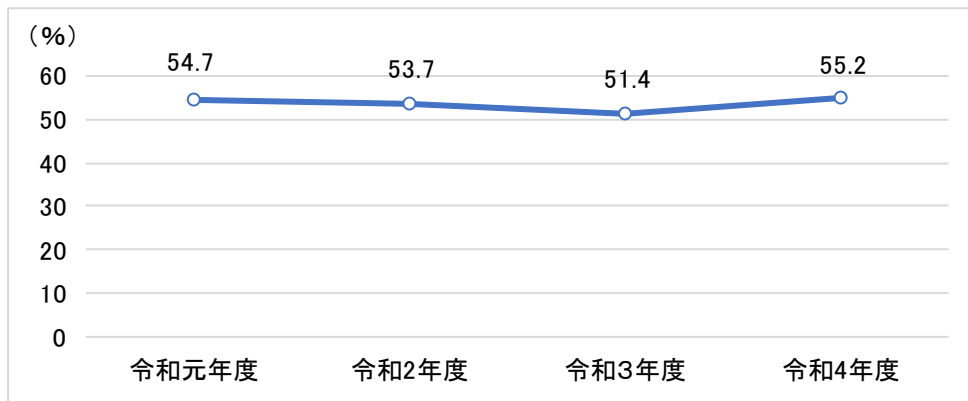
資料：全国と北海道は「地域保健・健康増進事業報告」（厚生労働省）、根室市は3歳児健診統計

【3歳児健診肥満の子の割合】



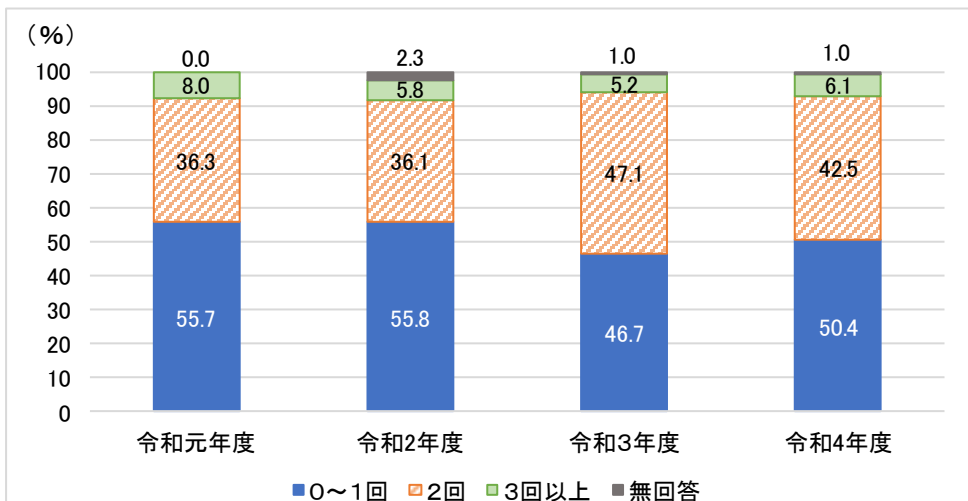
資料：根室市3歳児健診統計

【おやつの時間を決めている割合】



資料:根室市食育健康教育（保育所・幼稚園）アンケート

【おやつ回数】



資料:根室市食育健康教育（保育所・幼稚園）アンケート

第3章 根室市におけるこれまでの取り組み

1 子育て支援策の現状

令和6年4月1日現在では常設保育所が4カ所で250人、へき地保育所2カ所で6人、私立認定こども園2カ所で143人、私立幼稚園1カ所で53人がそれぞれ在籍しており、対象児童数も減少していることから市内において待機児童はありません。なお、幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、保育と質の高い教育の提供や幼・保・小の連携が必要です。

また、子育て相談所とつどいの広場「クルクル」では、子育て親子の交流と育児に関する相談・情報提供や各種講座などを行っているほか、ファミリー・サポート・センター、放課後教室や留守家庭児童会、登録児童会を開設しています。

母子保健については、妊婦健康診査や乳幼児健診、各種予防接種などを行い、出産期から切れ目のない支援体制をつくっています。

(1) 教育・保育・地域子育て支援

① 教育・保育施設等の利用状況

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通常保育(常設)	5カ所 329人	5カ所 300人	5カ所 283人	5カ所 261人	5カ所 237人
へき地保育	2カ所 20人	2カ所 22人	2カ所 12人	2カ所 7人	2カ所 6人
延長保育	1カ所 481人	1カ所 68人	1カ所 87人	1カ所 38人	1カ所 55人
一時保育	1カ所 177人	1カ所 45人	1カ所 38人	2カ所 51人	2カ所 96人
子育て相談所	1カ所 1,016組 2,465人	1カ所 845組 1,759人	1カ所 333組 687人	1カ所 534組 1,254人	1カ所 419組 945人
つどいの広場「クルクル」	1カ所 2,704組 5,906人	1カ所 2,165組 4,676人	1カ所 1,352組 3,420人	1カ所 703組 1,801人	1カ所 951組 2,212人
児童デイサービスセンター ひだまり	1カ所 633人	1カ所 496人	1カ所 708人	1カ所 560人	1カ所 599人
放課後児童デイサービス くれよん(NPO法人運営)	1カ所 2,796人	1カ所 2,775人	1カ所 2,790人	1カ所 2,559人	1カ所 2,839人
私立幼稚園	2カ所 180人	1カ所 96人	1カ所 86人	1カ所 75人	1カ所 65人
私立認定こども園	1カ所 104人	2カ所 171人	2カ所 176人	2カ所 158人	2カ所 152人
留守家庭児童会	3カ所 35,900人	4カ所 38,105人	4カ所 40,411人	4カ所 40,606人	4カ所 41,624人
登録児童会	2カ所 9,219人	2カ所 7,863人	2カ所 8,970人	2カ所 5,938人	2カ所 7,133人

※ その他については、年間の利用者(組)数または実施回数としています。

<参考>

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
公立小学校	8カ所 1,051人	8カ所 1,014人	8カ所 983人	8カ所 967人	8カ所 941人
公立中学校	7カ所 616人	7カ所 602人	6カ所 581人	6カ所 531人	6カ所 481人

※公立小中学校の人数については、5月1日現在

② 支援事業等の状況

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
こども医療費の助成	24,102 件 45,540 千円	19,064 件 33,803 千円	22,364 件 40,501 千円	18,658 件 37,509 千円	24,033 件 63,171 千円
ブックスタート事業	11 回 131 組	11 回 125 組	12 回 126 組	12 回 103 組	12 回 109 組
セカンドブック事業	160 人	186 人	165 人	168 人	144 人
マタニティブック事業	-	42 人	120 人	113 人	96 人
乳児家庭全戸訪問事業	126 件	115 件	116 件	106 件	110 件
ファミリーサポート事業	- -	- -	- -	88 件 93 人	97 件 141 人
親子で遊ぶ 「ふれあいルーム」	601 組 1,341 人	572 組 1,140 人	226 組 455 人	447 組 1,016 人	320 組 682 人
育児相談(子育て相談所)	34 件	14 件	25 件	67 件	17 件
育児相談(クルクル)	341 件	45 件	65 件	0 件	0 件
育児相談 (7か月児健康相談)	136 組 272 人	116 組 232 人	125 組 250 人	104 組 208 人	108 組 216 人
あそびの広場	106 組 232 人	109 組 237 人	57 組 131 人	80 組 189 人	55 組 124 人
子育てサークル支援 (運動会・交流会)	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人
子育てサークル支援 (活動活性化)	6 組 12 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人
親子支援 (いっしょに遊ぼう)	41 組 93 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人
親子支援 (お父さんとあそぼう)	17 組 41 人	6 組 13 人	6 組 12 人	- -	- -
親子支援 (パパとあそぼう)	- -	- -	- -	7 組 15 人	11 組 25 人
親子支援(親子であそぼう／落 石・厚床)	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人
保育所開放事業	5 組 13 人	0 組 0 人	0 組 0 人	0 組 0 人	4 組 7 人
子育て講座(クルクル)	13 回 148 組 328 人	0 回 0 組 0 人	0 回 0 組 0 人	18 回 82 組 172 人	23 回 90 組 110 人

<子育てガイドブック>



～楽しい子育てを応援します～

子育てに関する色々な情報を掲載しています。

- * 子育てカレンダー
- * 妊婦さん、赤ちゃんの手続きや検診、相談窓口
- * 子育て支援施設・各種事業
- * 放課後教室、児童教室、児童会館
- * 子育てマップ(保育所・幼稚園、公園)など

◎ 希望の方は、こども子育て課(23-6111)まで問い合わせください。

(2) 母子保健事業の状況

区分			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
妊娠届出状況(件)			120	132	108	109	89
出産支援事業(件)			135	115	104	105	108
妊婦健康診査(14枚) 超音波検査(6枚)	受診延数		1,406	1,449	881	1,020	1,102
			696	773	471	537	557
パパママ学級	対象数		51	28	25	46	42
	受講数		25	10	9	15	21
	父親延参加数		31	11	5	22	30
新ママ交流会	対象数		46	8	9	29	37
	参加数		14	2	2	7	8
4ヵ月児健康診査	対象数		136	121	121	101	114
	受診数		128	119	121	99	108
	受診率		94.1	98.3	100.0	98.0	94.7
7ヵ月児健康相談	対象数		143	117	125	104	109
	受相数		136	116	125	104	108
	受相率		95.1	99.1	100.0	100.0	99.1
1歳児健康相談	対象数		133	136	119	105	105
	受相数		122	132	113	53	35
	受相率		91.7	97.1	95.0	50.5	33.3
1歳6ヵ月児健康診査	対象数		127	144	114	119	103
	受診数		122	141	105	116	96
	受診率		96.1	97.9	92.1	97.5	93.2
3歳児健康診査	対象数		152	145	125	128	108
	受診数		146	139	120	127	102
	受診率		96.1	95.9	96.0	99.2	94.4
乳幼児発達健診	実受診数		10	9	7	11	32
	延受診数		8	9	6	6	21
離乳食教室	対象数		58	48	102	93	94
	参加数		41	16	20	27	34
幼児フッ素塗布 (1歳6ヵ月児)	施設数		10	10	10	10	10
	塗布者数		57	70	45	51	45
幼児フッ素塗布(2歳児)	施設数		10	10	10	10	10
	塗布者数		86	82	78	64	65
食育健康教育	保育所・幼稚園等 での食育劇	実施回数	9	9	9	9	9
	親子調理講座	実施回数	—	—	—	1	1
	高校生講座	実施回数	1	—	—	—	—
庁舎内相談・電話相談		庁舎内相談数	443	456	659	472	360
		電話相談数	147	325	253	299	273
訪問指導	妊婦	延人数	13	17	14	10	7
	産婦	延人数	214	274	285	164	100
	新生児及び乳児	延人数	214	275	318	164	114
	幼児	延人数	137	137	200	122	161

2 根室市子ども・子育て支援事業計画の取り組みと評価

根室市子ども・子育て支援事業計画は、基本理念に基づく「子どもへの支援の視点」など3点の基本的な視点及び「地域における子育て支援」など4項目の施策の目標を定め、次にその実施に向けて13項目の実施策、さらには、具体的な75項目の個別事業を設け、平成27年度より取り組みを推進してきました。

その取り組み状況と成果については、各担当課により評価を行い、以下のとおりとなっています。

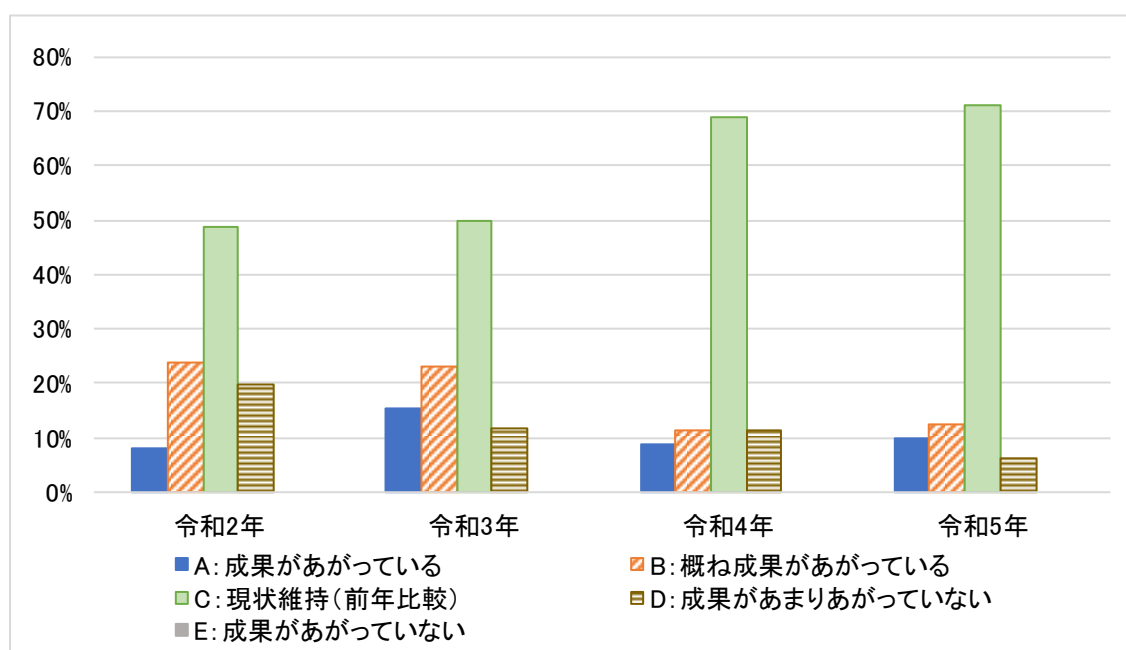
令和5年度の成果評価は、AからEの5段階評価で、A「成果があがっている」は10.0%、B「概ね成果があがっている」は12.5%、C「現状維持（前年対比）」は71.3%、D「成果があまりあがっていない」は6.3%、E「成果があがっていない」は0.0%となっています。

なお、評価ではA及びBに該当する項目が22.5%となっており、現状維持を含めると93.7%となることから、事業全体では概ね成果があがっていると考えられます。

■年度別根室市子ども・子育て支援事業計画 担当課成果評価

(単位：項目)

評価 / 年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
A: 成果があがっている	6	7.9%	12	15.4%	7	8.8%	8	10.0%
B: 概ね成果があがっている	18	23.7%	18	23.1%	9	11.3%	10	12.5%
C: 現状維持(前年比較)	37	48.7%	39	50.0%	55	68.8%	57	71.3%
D: 成果があまりあがっていない	15	19.7%	9	11.5%	9	11.3%	5	6.3%
E: 成果があがっていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	76	100%	78	100%	80	100%	80	100%



■ 令和5年度 根室市子ども・子育て支援事業計画実施事業の取り組み状況と成果

(単位：項目)

施策の目標	実施施策	推進事業	成 果				
			A	B	C	D	E
			あがっている	概ねあがっている	現状維持 (前年対比)	あまりあがっていない	あがっていない
1章 地域における子育て支援	1節 子育て支援サービスの充実	18	4	1	11	2	0
	2節 保育サービスの充実	11	0	2	9	0	0
	3節 子育て支援ネットワークづくり	4	0	0	4	0	0
	4節 放課後教室等の児童の健全育成	2	1	0	1	0	0
	5節 少子化の動向に伴う保育所の適正配置	1	0	0	1	0	0
	6節 安心して子育てができる環境の整備	2	0	1	1	0	0
	小 計	38	5	4	27	2	0
2章 母親と子どもの健康の確保・増進	1節 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実	16	2	3	11	0	0
	2節 次世代の健康づくりの推進	4	1	0	3	0	0
	小 計	20	3	3	14	0	0
3章 職業生活と家庭生活との両立の推進	1節 男女協働参画での取り組み	4	0	0	3	1	0
	2節 仕事と子育ての両立の推進	2	0	0	1	1	0
	小 計	6	0	0	4	2	0
4章 支援を必要とする児童への取り組みの推進	1節 児童虐待防止対策の充実	6	0	0	6	0	0
	2節 ひとり親家庭等の自立支援の推進	2	0	0	1	1	0
	3節 障がい児施策の充実	8	0	3	5	0	0
	小 計	16	0	3	12	1	0
合 計		80	8	10	57	5	0

第4章 計画の基本理念と基本的な視点

根室市子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき平成27年3月に作成しました。

第3期根室市子ども・子育て支援事業計画は、多様化する子育てニーズに対応し、子どもの健やかな成長、子育て支援のための各施策を推進していくために、子ども・子育て支援法に基づいて策定した第2期根室市子ども・子育て支援事業計画の基本理念及び基本的な視点を継承しつつ、第10期根室市総合計画に掲げる「まちづくりの基本理念」を踏まえた、次の基本理念および基本的な視点を掲げます。

1 基本理念

「子どもがのびのびと成長でき、
豊かな自然とあたたかい地域に見守られ、
誰もが健やかで心豊かに育つまち」

2 基本的な視点

（1）子どもへの支援の視点

子どもは、将来にあらゆる可能性を秘め、次代を担う宝であるという認識のもと、家庭や地域など社会全体で子どもの幸せを第一に考え、子どもたちが健やかで安心して過ごせる環境づくりを推進し、子どもたちの権利が最大限に尊重され、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指します。

（2）家庭への支援の視点

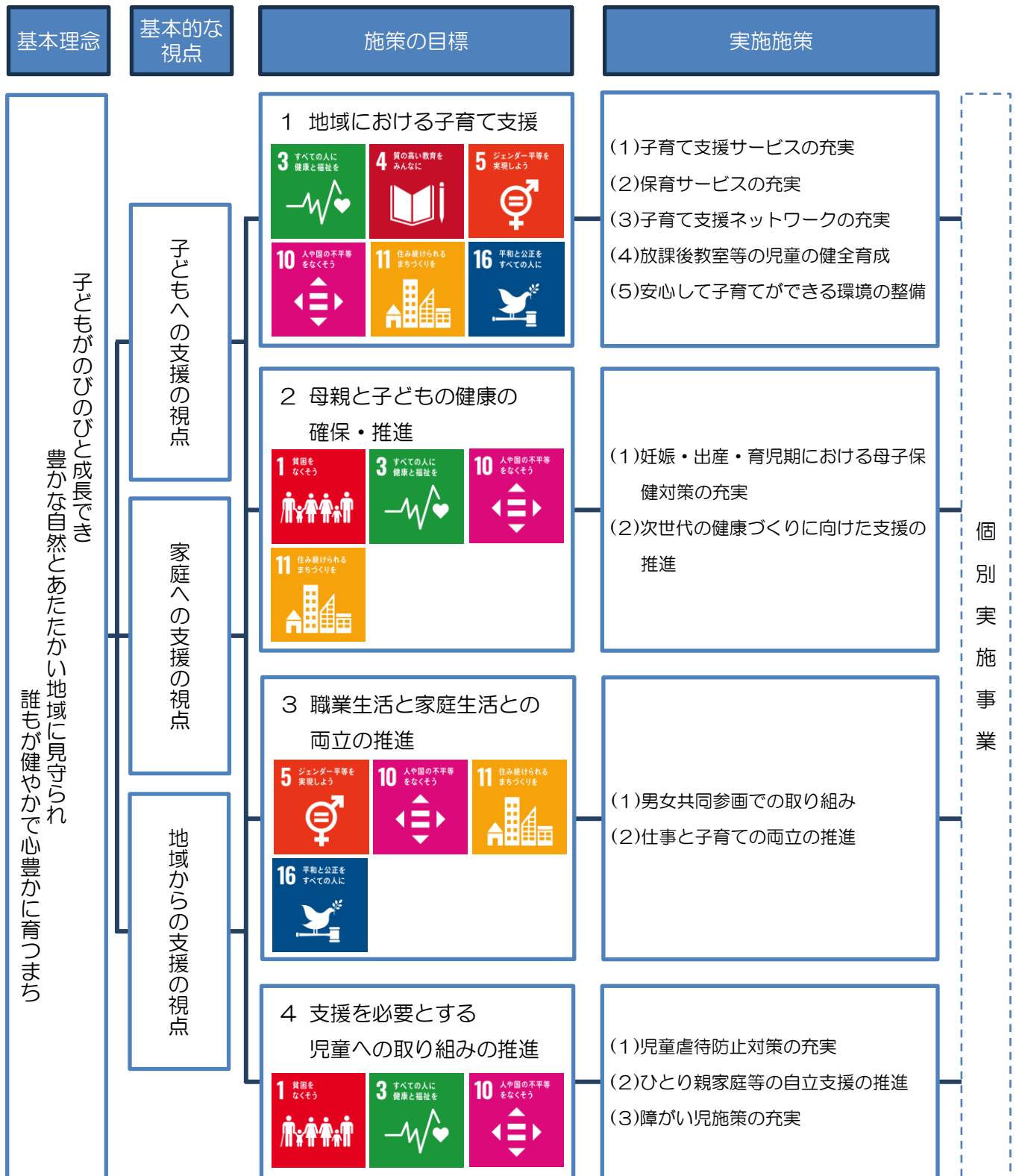
核家族化等による子育てに対する孤独感や、閉塞感がもたらす児童虐待等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、家庭における子育てへの不安や負担感の軽減を図る取り組みを推進し、子育てを通じた親育ちを応援します。

（3）地域からの支援の視点

子育ての基本は家庭にあるという認識のもと、地域社会の重要な一員である子どもを心身ともに健やかに育むことが大切です。

このため、家庭だけでなく子どもにかかわる関係者・地域・企業・行政などが連携し、子育てのために一体となって、それぞれの役割を果たしていく環境づくりを推進します。

3 計画の体系図



第5章 施策の目標

施策の目標1 地域における子育て支援

安心して子育てができ、次代を担う子どもが健やかにのびのびと育つよう、保育や子育て支援サービスの充実と子育て世帯への経済的負担の軽減など、より良い子育ての環境づくりを推進します。

(1) 子育て支援サービスの充実

No.	施策	現状	施策方針
1	子育て相談所の充実	新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント活動に制限を受けていましたが、5類移行に伴い、以前の日常活動を取り戻すように努めたほか、イベント開催や子育て支援に関する情報提供を行っています。	つどいの広場「クルクル」と連携し、子育てに関する様々な相談への専門的アドバイスや、各種子育て講座、親子で参加できる行事や子育てガイドブックを活用した情報提供など、子育て支援の拡充を図ります。
2	地域の子育て支援の充実	子育て世代包括支援センター、子育て相談所、つどいの広場クルクルでは、関係機関をつなぐ子育て支援のコーディネート機能の向上を図っています。 また、親子で安心して遊べる場所の提供や、育児についての悩みなどを相談できる心の拠り所として事業周知に取り組んでいます。	子育て親子の交流、集いの場所の提供や各種講習会、関連情報の提供など、つどいの広場「クルクル」の利用促進等をはじめ、地域の子育てに関わる各種支援事業の充実を図ります。
3	子育てサークルの支援の推進	保護者の就労機会の増加や民間の子育て支援体制の充実等により、活動減少と解散が増加しています。	子育てサークル活動の場所の提供や、ふれあい遊びなどの出前型支援実施による活性化を推進します。

No.	施策	現状	施策方針
4	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実	子育て支援に関する情報提供を行うほか、様々な不安や悩みに対する相談に応じるとともに、親子の心身状況や養育環境の把握・助言を通じ、乳児家庭の孤立化防止に努めています。 また、要支援家庭の事後支援に繋げるため、関係課及び関係機関との連携・協力体制を図っています。	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（乳児家庭全戸訪問事業）を通じて、保護者の育児不安への対応や、子育てに関する情報提供等を行っており、今後も、訪問家庭の状況に応じたきめ細かな対応を行います。
5	子育て世帯の経済的負担の軽減	多子世帯の3歳未満児の保育料、保育所等に通う子どもの副食費、学校給食費、18歳以下の市内バス運賃を無償化するとともに、3歳未満児の保育料の半額補助を行っています。 紙おむつ等の子育てに関連する廃棄物を無料収集しています。 就学援助認定者へ学用品費を支給し、保護者の負担軽減を図るとともに、児童生徒の学習機会を保障しています。 JRを利用して通学する生徒を持つ家庭へ、通学定期代金全額を助成し、経済的負担を図っています。	3歳未満児の保育料、保育所等に通う子どもの副食費や学校給食費、18歳以下のバス運賃、子育て世帯での紙おむつの無料収集、義務教育における就学援助、JR通学定期代金助成など、継続して経済的負担の軽減を図ります。
6	各種子育て支援事業の検討	令和4年度よりファミリー・サポート・センターを開設し、令和5年度より利用料金の半額を助成するなど、保護者負担及び経済的負担の軽減を図っています。 令和5年度より幼稚園及び公立常設保育所において医療的ケア児の受入れを開始しています。	令和8年度より開始されるこども誰でも通園制度の本格実施を見据え、試行的事業を実施し、円滑な事業の移行を図ります。 また、病児病後児保育等について、今後もニーズ把握に努め調査・検討します。

(2) 保育サービスの充実

No.	施策	現状	施策方針
1	保育の資質向上	アレルギーや障がいのある児童など、多様化するニーズに対応するために、各種研修を受講し、職員の資質向上を図っています。	保育の対応として、アレルギーや障がいのある児童などの対応が増えてきており、多様化するニーズへの対応と、良質な保育の提供のため、各種研修への参加等、職員の資質向上に努めます。
2	延長保育の充実	民間保育園 1 施設による延長保育を実施しており、利用人数は、横ばいとなっています。	保護者の就労形態の多様化に対応するため、引き続き民間保育園による延長保育を支援するとともに、今後も利用者のニーズ把握に努め、市立保育所での実施の検討等、充実を図ります。
3	一時保育の充実	多様な働き方により、ワーケーションによる利用などもあり、利用者が増加傾向にあります。	市立子育て相談所で実施する保護者の急病など、一時的に家庭での保育が困難な場合に対応する一時保育については、今後も利用者のニーズ把握に努め充実を図ります。
4	保育所利用家庭への支援の充実	子どもの心身の発達や就学に関する不安、悩みを抱えた方々の不安解消を図るため、個別相談支援や新生児及び転入者世帯に「りんくす・ねむろ」を継続的に配布し周知を図っています。 集団療育は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、順次再開しています。	保育所を利用する障がいのある子どもなど、支援が必要な家庭への対応のため、育ちと学びの相談室「りんくす」等、関係機関と連携し対応の充実を図ります。
5	障がい児保育の充実	障がい児の多様性が顕著になってきており、個別の支援に備え各機関との連携強化を図っています。 日常生活動作や集団適応能力の習得に向けた療育支援を行うため、児童デイサービスセンターを設置しており、利用件数は増加傾向にあります。	障がい児保育は、市立保育所及び民間保育園で取り組んでいますが、今後も職員の専門研修の受講や関係機関との連携を強化し、充実を図ります。 また、医療的ケア児についても、専門研修の受講など受入体制の充実を図ります。

No.	施策	現状	施策方針
6	保育サービスの検討と施設の環境の充実	保護者の保育ニーズに対応するため、分かりやすい情報提供を心がけています。 子どもたちが安心安全に過ごせるよう保育施設などの計画的な改修・整備を行うとともに、修繕など定期的なメンテナンスに努め、保育環境の充実・向上を図っています。	休日・夜間保育など、保育ニーズに対応した新たなサービスの検討を進めるとともに、子どもたちが安心安全に過ごせるよう保育施設などの計画的な改修・整備に努め、保育環境の充実・向上を図ります。
7	新制度における保育ニーズへの対応	産前・産後休暇や育児休業終了後における保育利用に関し、わかりやすい情報提供を心がけ、制度周知が行き届くよう丁寧な情報伝達に取り組んでいます。	産前・産後休暇や育児休業終了後における保育などの情報提供や相談などを行い、保育サービスが円滑に利用できるよう対応に努めます。
8	教育・保育の一体的提供と連携	幼保小連携会議等を通じた情報共有を緊密に行い、幼保の垣根を越えた協力・連携を進めています。	教育・保育提供や地域型保育事業を促進するため、幼稚園、保育園等への情報提供や利用者ニーズ把握に努め、民間幼稚園等の認定こども園への移行など、運営法人の意向に基づき、連携した取り組みを進めます。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

No.	施策	現状	施策方針
1	子育て支援ネットワークの充実	子ども子育て会議を定期的開催し、関係機関や団体間での情報提供及び意見交換を実施しています。 ペアレントメンターに係る情報を市ホームページに掲載し、市の窓口・児童デイサービスセンター、放課後デイサービス事業所へのパンフレット設置や、学校を通じての児童配布などの周知活動を実施しています。 学校・家庭・関係機関との連携強化を進めるとともに、育ちと学びの相談室「りんくす」を運営し、相談業務の充実を図っています。	教育・保育、地域子育て支援に関わる機関・団体が、支援の必要な家庭への早期相談など迅速な対応に努めると共に、関係機関や団体間での課題の把握と情報提供・共有などを行い、相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 放課後教室等の児童の健全育成

No.	施策	現状	施策方針
1	留守家庭児童会や登録児童会の充実	入会待機児童の増加、留守家庭児童会等への入会児童数の校区間格差の拡大が課題となっています。	保護者の就労や疾病、介護等により昼間家庭での養育を受けることができない子どもたちの健全育成のため、放課後等に適切な遊びや生活の場などの充実を図ります。
2	放課後教室等や児童教室の充実	指導員の適正配置、支援を要する児童に対応する指導員の増員、指導員のスキルアップのための各種研修会への参加を推進しています。	全ての児童を対象として、安心・安全な子どもの居場所づくりや、地域の方々の参加協力を得て、様々な体験活動や交流活動等、取り組みの充実を図ります。

(5) 安心して子育てができる環境の整備

No.	施策	現状	施策方針
1	子育てがしやすい環境の充実	令和3年に開設したふるさと遊びの広場「わんぱーく」は、子どもたちが自由に遊ぶことができ、元気に遊ぶ子どもたちを見守る親同士が交流できる場となっています。 また、根室総合運動公園の遊具リニューアル工事も進められ、子育て世代の方が安心して外出できる環境を整備しています。	妊産婦や子育て世代などの方々が安心して外出できる環境を整備するほか、公園等の遊具の更新や屋内における遊び場の検討など屋内外で安心して遊ぶことができる環境の充実を図ります。

施策の目標2 母親と子どもの健康の確保・推進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点です。妊娠・出産・子育てが安全で快適にできるよう継続的な相談・指導体制の充実など、母子保健対策を推進するとともに、安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境づくりに努めます。

また、関係機関との連携による次世代の健康づくりの推進に努めます。

(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実

No.	施策	現状	施策方針
1	母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等の交付	妊娠届出時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等の交付と併せ、安全に妊娠・出産に向けて、個々の状況に応じた保健指導を実施しています。	妊娠届出のあった妊婦に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票を交付し活用を促すとともに、妊娠期を健康に過ごせるようサポート・支援を継続し、妊婦の健康保持・増進に努めます。
2	パパママ学級、新ママ交流会の実施	栄養に関する講座や沐浴教室などを通じて、初めて親となる夫婦に対する正しい知識の普及を図っています。	パパママ学級において、妊娠・分娩・育児に対する不安の解消や、正しい知識の普及に取り組みます。また、第1子目の母親や現受講生との交流事業の充実に努めます。
3	母子保健相談及び訪問指導の実施	乳幼児の健やかな成長のサポートと保護者に対する育児支援を実施し、母子の健康の保持・増進を図っています。 子育て世代包括支援センターでは、支援対象者の状況に合わせて、必要時に継続支援を実施しています。	保健師、栄養士などによる、妊娠・育児中の様々な相談に応じ、不安の解消に努めます。また、必要に応じた妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児などへの訪問指導を行います。
4	乳幼児健康診査等の実施	乳幼児の健やかな成長発達をサポートするため、各種健診を実施しています。 子どもの発達についての心配に対し、相談しやすい体制づくりや、専門職の相談を受ける機会等を設け、関係課及び関係機関と連携を図っています。	4ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児健康診査と9～10ヵ月児・5歳児健康相談を実施し、疾病や心身障害の早期発見に努めるとともに、育児知識の普及や育児支援を推進します。また、乳幼児発達健診・幼児発達相談を実施し、関係機関との連携等による、早期療育の推進に努めます。

No.	施策	現状	施策方針
5	妊婦・乳幼児の栄養指導の実施	妊娠、出産、育児期における栄養指導として、離乳食教室を開催するほか、各種相談等を通じた個別対応の充実を図っています。	栄養指導は、母体や胎児、乳幼児期の健康と食習慣形成の上で重要です。パパママ学級、乳幼児健診、離乳食教室、各種相談等を通じて、個人の状況に応じた指導の充実に努めます。
6	幼児歯科健診、フッ素塗布等の実施	1歳6ヵ月児から未就学児のフッ素塗布費用を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、パンフレット配布により受診勧奨を行っています。 保育所入所児童の口腔病予防のため、嘱託医による歯科健診を実施しています。 学校のフッ化物洗口については全校実施に向け、学校歯科医の協力を得ながら、調整を進めています。	幼児歯科健診等を通じ、親と子の歯の健康や、むし歯予防の啓発に努めます。また、フッ素塗布に係る費用の無償化など、受診しやすい環境づくりを推進するとともに、関係団体・関係機関との連携による、フッ素・フッ化物の効果についての情報提供など、引き続きむし歯予防対策を推進します。
7	予防接種の実施	麻しん・風しん、及び、BCGの予防接種率100%を目指すため、未接種者に対し受診勧奨を行っています。	乳幼児の感染症予防のために予防接種を実施し、適切な接種の重要性について、指導・啓発に努めます。また、先天性風しん症候群を防ぐため、大人の風しん予防接種費用の一部を助成します。
8	こども医療費助成の推進	令和5年8月より、所得制限を完全に撤廃し、一部負担金を完全に無償化しています。	乳幼児をはじめ子どもの健康保持・増進を図るため、引き続き医療費助成を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。
9	特定不妊治療費等助成・不育症治療費等助成の実施	治療費の一部を助成し経済的負担軽減を図り、少子化対策推進に努めています。	不妊治療・不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費のほか交通費・宿泊費等の一部を助成し、子どもを産み育てるための支援充実に努めます。

No.	施策	現状	施策方針
10	出産支援事業の実施	市立根室病院での分娩は経産婦のみが対象であるため、初産で市外の病院で出産した方に対し、出産支援金を助成し経済的負担の軽減を図りました。（令和2年度まで）	出産祝金や乳児おむつ用品購入券、妊婦支援給付金を支給するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減や子どもを安心して生み育てられるよう総合的な支援を継続して推進します。
11	新生児聴覚検査助成の実施	新生児聴覚検査の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成し、検査の普及に努めています。	聴覚障害の早期発見・早期療育に繋がる、新生児聴覚検査の経済的負担の軽減を図るため費用の一部を助成し、検査の普及に努めます。

（２）次世代の健康づくりに向けた支援の推進

No.	施策	現状	施策方針
1	次世代の健康づくりの推進	各保育施設を訪問し、早期のライフステージから口や歯の健康についての食育劇を通じて啓発を行っています。 小中学校では、食に関する指導や、食育健康教育を実施しています。	次世代の健全な生活習慣形成のため関係機関と連携し、食育健康教育や歯科保健、喫煙や飲酒防止等の知識の普及を推進し、生活習慣の基礎づくりに努めます。
2	給食による食育教育の実施	年3回のふるさと給食を実施、児童生徒へふるさと給食食材を紹介し、事業の継続及び内容の充実に努めています。	児童生徒に対して食育教育を行い、食を選択する力を育みます。
3	性の正しい知識の普及や喫煙・薬物乱用防止などの健康教育の推進	関係機関の協力により、児童生徒の薬物乱用防止への理解を深めるための取組みを実施しています。	義務教育における児童生徒の心身の発達等、健康で安全な生活を送るための基礎を育成するため、喫煙・薬物乱用防止教育を、保健や道徳などの時間で、警察などの関係機関と連携して実施するとともに、保護者への啓発に努めます。

施策の目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て家庭が働きながら安心して子育てができるよう、事業者・家庭・地域などのさまざまな分野が連携して支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

(1) 男女共同参画での取り組み

No.	施策	現状	施策方針
1	男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の意識醸成に向けた広報誌を用いた広報活動を実施していますが、パパママ学級への男性参加率が高くなるなど、男性の育児参加への意識醸成が高まっています。	男女の性別による固定的な役割分担の意識を見直し、男女共同参画の意識の浸透及び、男性の育児等の積極的な参画を図るため学習機会や啓発に努めます。
2	キャリア教育の充実	仕事のやりがいや喜び、苦労などを学び取り、社会での厳しさや喜びを知るきっかけづくりとして、職場見学・体験の実施を図っています。	義務教育における職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を行うため、関係機関と連携しキャリア教育の充実を図ります。
3	ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発	男女共同参画の意識醸成に向けた広報誌を用いた広報活動を実施していますが、講演会の実施などワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みが必要となっています。	男女ともに仕事と、家庭生活・地域生活などの調和がとれた生活が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

No.	施策	現状	施策方針
1	女性の就労促進と就労環境の改善促進	男女共同参画の意識醸成に向けた広報誌を用いた広報活動を実施していますが、講演会の実施など女性活躍の推進に向けた取り組みが必要となっています。	女性の就労促進に向けたセミナーを開催するとともに、事業主や労働者に対し、育児サービスや育児・介護休業法の情報を提供するなど、就労環境の改善を促進します。

施策の目標4 支援を必要とする児童への取り組みの推進

子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策の充実などを図り、関係機関と連携し支援を必要とする児童及び家庭が安心して生活できる環境づくりを推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	施策	現状	施策方針
1	児童の健全な育成環境の推進	警察への通報や学校を通じた情報提供が増加しており、関係機関との連携・調整を継続しています。 育児困難への対応や虐待予防を目的に、母子保健対策として、ハイリスク妊産婦・乳幼児に対し保健指導や訪問指導を実施しています。 虐待があっても、地域との交流が少ないなどの原因から発見が難しいケースもあり、社会全体で早期発見・予防に取り組む必要があります。	保育所や幼稚園、学校、地域と連携・協力し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と市(福祉・保健・教育部門)が緊密に連携し、児童虐待の予防・未然防止を図り、児童の健全な育成環境の構築と保護者への支援を推進します。
2	養育支援訪問事業の検討	養育支援が必要な家庭に対し、乳児家庭全戸訪問や保健師訪問にて対応しています。中には、行政介入を敬遠し、接触を嫌がるケースがあります。	育児ストレス、産後うつなどの支援が必要な家庭の状況把握に努めるとともに、養育支援訪問事業の事業化について検討します。
3	子育て世帯訪問支援事業の実施	改正児童福祉法の施行に伴い、産前・産後の方はもちろん、シングルマザーやヤングケアラー等がいる家庭の家事や子育て等の支援が求められています。	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の状況把握に努め、子育て世帯訪問支援事業の事業化について検討します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	施策	現状	施策方針
1	経済的助成及び自立支援の推進	児童扶養手当や医療費の助成、育児用品の給付などを実施し、乳幼児を養育するひとり親家庭の経済的負担を低減しています。 また、生活困窮世帯の児童生徒に対する自主学習の場を提供し、受講しています。	ひとり親等における児童扶養手当の支給や医療費助成、また、就労に向けた訓練給付金の支給など、経済的負担の軽減を図るとともに、家庭相談員を配置し、世帯の困りごとや悩みに対する助言を行い、不安を解消するなど、対象世帯への支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実

No.	施策	現状	施策方針
1	障がい児と家族への相談支援の充実	障がい児を持つ家庭の不安解消と相談支援の充実を図っています。 令和5年8月より、重度心身障がい者医療給付として、18歳以下の所得制限を完全に撤廃し、一部負担金を完全に無償化しています。 放課後等デイサービスを利用する児童の世帯(負担が発生する課税世帯)に、利用者負担額の助成を行っています。 フリーランス心理士と業務委託契約を結び、支援数の確保を図っています。 障がい児相談支援として、障がい児通所サービス利用者に係る支援計画、モニタリング報告の情報共有を行っています。	障がいの有無に関わらず、全ての子どもたちが安心して社会参加や日常生活を営むことができるインクルーシブ社会※の実現に向け、各種制度の利用促進や相談支援の充実に努めます。 また、必要に応じて臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士などの専門職による指導・助言などを行い、児童と家庭の福祉の向上を推進します。 ※インクルーシブ社会とは 性別や人種、民族、国籍、障がいの有無など、あらゆる多様性を認め、すべての人が公正に暮らすことができる社会を指します。共生社会とも呼ばれます。
2	特別支援教育の充実	特別支援教育に精通した専門職を配置し、教職員研修や相談体制を構築するとともに、障がいの種類や程度に応じた専門的な教育を受けられる教育環境の充実に努めています。	保健・福祉・教育の連携により、個々のニーズに応じた、早期からの一貫した支援、相談体制の充実に推進するとともに、子育てファイル「りんくす・ねむろ」の普及促進を図ります。
3	子育て相談所における家庭への支援	関係機関との更なる連携を進め、相談先がわからず悩んでいる保護者の不安解消に努めています。	子育て相談所と関係機関・団体等が連携強化を図り、支援の必要な家庭における様々なケースへの適切なコーディネートを行うなど、障がいを持つ児童の家庭への支援を図ります。

第6章 子ども・子育て支援法の規定による記載事項

必須記載事項（法第61条第2項第1号2号3号）

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件など総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

根室市には、教育・保育を提供する施設として、市立常設保育所3カ所、私立保育園1カ所、市立へき地保育所2カ所、私立小規模保育施設1カ所、私立認定こども園が2カ所、私立幼稚園が1カ所のほか、子育て相談所などがあり、利用者の居住地区に関係なく希望や選択を行ない、施設を利用している状況となっています。

教育・保育提供区域については、施設などの利用に関し保護者の居住場所や送迎経路など、その事情に応じた柔軟な対応が求められることから、根室市全体をひとつの区域として設定します。

2 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に、特定教育・保育、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を盛り込むことが義務付けられています。

根室市における、各事業の量の見込みと確保方策については、以下のとおりです。

(1) 特定教育・保育、特定地域型保育事業

【量の見込み】

（単位：人）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定		148	134	130	137	139
2号認定		211	192	187	196	198
3号認定	（1歳・2歳）	92	96	95	91	86
	（0歳）	14	13	13	12	11
①量の見込み合計		465	435	425	436	434

【確保の内容】

(単位：人)

区 分				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定教育・保育施設	認定こども園	1 号認定		70	70	70	70	70
		2 号認定		63	63	63	63	63
		3 号認定	(1・2歳)	15	15	15	15	15
			(0歳)	2	2	2	2	2
		幼稚園(1号認定)		120	120	120	120	120
	保育所	2号認定		213	213	213	213	213
		3号認定	(1・2歳)	95	95	95	95	95
			(0歳)	21	21	21	21	21
制度移行しない幼稚園(私学助成)				－	－	－	－	－
特定地域型保育事業	小規模保育	3号認定	(1・2歳)	19	19	19	19	19
			(0歳)	－	－	－	－	－
	家庭的保育		(1・2歳)	－	－	－	－	－
			(0歳)	－	－	－	－	－
	居宅訪問型保育		(1・2歳)	－	－	－	－	－
			(0歳)	－	－	－	－	－
	事業所内保育		(1・2歳)	－	－	－	－	－
			(0歳)	－	－	－	－	－
認可外保育施設	2 号認定		60	60	60	60	60	
	3 号認定	(1・2歳)	14	14	14	14	14	
		(0歳)	6	6	6	6	6	
②確保の内容合計	1 号認定		190	190	190	190	190	
	2 号認定		336	336	336	336	336	
	3 号認定	(1・2歳)	143	143	143	143	143	
		(0歳)	29	29	29	29	29	
	合 計		698	698	698	698	698	

【不足数(①－②)】

(単位：人)

区 分				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
不足数	1号認定			－42	－56	－60	－53	－51
	2号認定			－125	－144	－149	－140	－138
	3号認定	(1・2歳)		－51	－47	－48	－52	－57
		(0歳)		－15	－16	－16	－17	－18
	合 計			－233	－263	－273	－262	－264

【確保方策】

計画期間中の量の見込みは、各私立幼稚園の定員数、市内保育施設の受入定員及び認可外保育施設の受入定員で、確保が可能です。

< 1号認定 >

幼児期の教育を必要とする子ども（満3歳以上児の幼稚園または認定こども園の幼稚園機能を利用）

（量の見込みは、3～5歳人口推計から幼稚園入園者数を推計）

< 2号認定 >

幼児期の保育を必要とする子ども（満3歳以上児の保育所または認定こども園の保育機能を利用）

（量の見込みは、3～5歳人口推計から保育所入所者数を推計）

< 3号認定 >

幼児期の保育を必要とする子ども（満3歳未満児の保育所または認定子ども園の保育機能の利用）

（量の見込みは、0～2歳人口推計から、保育所入所者数を推計）

（2）地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業

（単位：力所）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保内容	2	2	2	2	2
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	保護者の相談や情報提供に関しては子育て世代包括支援センター、保育所(園)の入所に関しては市こども子育て課の2カ所に対応しています。 利用者支援事業としての実施予定はありませんが、今後、ニーズ把握に努め検討を進めます。				

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て相談所・つどいの広場）

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(月・延)	457	438	428	428	419
②確保内容(月・延)	485	485	485	485	485
不足数(①－②)	-28	-47	-57	-57	-66
確保方策	計画期間中の量の見込みは、地域子育て支援拠点事業(子育て相談所ぶらんこ、つどいの広場クルクル)に対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0～5歳の人口推計から、利用者数を推計)				

■ 妊婦健康診査事業

(単位：人・回)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	110	105	100	95	90
	健診回数	1,470	1,400	1,330	1,260	1,232
②確保内容	人数	110	105	100	95	90
	健診回数	1,470	1,400	1,330	1,260	1,232
不足数(①－②)		0	0	0	0	0
確保方策		計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計値を用い推計)				

■ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		110	105	100	95	90
②確保内容		110	105	100	95	90
不足数(①－②)		0	0	0	0	0
確保方策		計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計値を用い推計)				

■ 養育支援訪問事業

(単位：人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保内容		0	0	0	0	0
不足数(①－②)		0	0	0	0	0
確保方策		養育支援訪問事業の実施はありませんが、育児ストレス、産後うつなどの支援が必要な家庭に対して、保健師が訪問し指導助言を行っているところであり、今後、ニーズの把握に努め事業化を検討します。				

■ 子育て短期支援事業

(単位：人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保内容		0	0	0	0	0
不足数(①－②)		0	0	0	0	0
確保方策		子育て短期支援事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進めます。				

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	129	121	116	109	103
②確保内容	129	121	116	109	103
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0～11歳の人口推計から、利用者数を推計)				

■ 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園の預かり保育）

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(年・延)	12,867	11,650	11,302	11,824	11,998
②確保内容(年・延)	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
不足数(①－②)	-9,233	-10,450	-10,798	-10,276	-10,102
確保方策	計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、幼稚園・認定こども園の園児数推計から利用者数を推計)				

■ 一時預かり事業（保育施設の一時保育）

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(年・延)	116	111	109	109	106
②確保内容(年・延)	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
不足数(①－②)	-2,684	-2,689	-2,691	-2,691	-2,694
確保方策	市立保育所(2カ所)で実施している一時保育です。 計画期間中の量の見込みに対しては、対応(確保)が可能となっておりますが、利用者の利便性も考慮し、他の保育所(園)での実施等、内容の充実について検討します。 (量の見込みは、0～5歳の人口推計から、利用者数を推計)				

■ 時間外保育事業（認可保育所の延長保育事業）

（単位：人）

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(日・実)	10	10	10	10	10
②確保内容(日・実)	10	10	10	10	10
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	しらかば保育園で実施している延長保育です。 計画期間中の量の見込み(一日あたり最大受入人数)に対し、対応が可能となっております。 市立保育所についても、ニーズの把握に努め検討を進めます。 (量の見込みは、最大受入人数(10人/日)で推計)				

■ 病児・病後児保育事業

(単位：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(年・延)	0	0	0	0	0
②確保内容(年・延)	0	0	0	0	0
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	病児・病後児保育事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進めます。				

■ 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会・登録児童会)

(単位：人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	1年生(日・実)	56	60	51	42	46
	2年生(日・実)	57	56	60	51	42
	3年生(日・実)	60	48	47	50	43
	4年生(日・実)	51	44	35	34	36
	5年生(日・実)	31	34	29	23	23
	6年生(日・実)	17	15	16	14	11
	計	272	257	238	214	201
②確保内容		340	340	340	340	340
不足数(①－②)		-68	-83	-102	-126	-139
確保方策		放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会・登録児童会)は、小学校低学年の児童を対象(1～3年生)としていましたが、平成27年度から高学年までに対象範囲を拡大(1～6年生)しています。 計画期間中の量の見込みは、留守家庭児童会及び登録児童会の受入定員で確保が可能です。 今後も登録児童数の動向やニーズの把握に努め、必要に応じ対応を検討します。 (量の見込みは、小学校の児童数推計及び学年進行率から推計)				

■ 子育て世帯訪問支援事業

(単位：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	0	0	0	0	0
②確保内容(人)	0	0	0	0	0
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	子育て世帯訪問支援事業は、今後、ニーズの把握に努め事業化へ向けて検討を進めます。				

■ 児童育成支援拠点事業

(単位：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	0	0	0	0	0
②確保内容(人)	0	0	0	0	0
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	児童育成支援拠点事業の実施予定はありませんが、今後、ニーズの把握に努め調査・研究を進めます。				

■ 親子関係形成支援事業

(単位：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	0	0	0	0	0
②確保内容(人)	0	0	0	0	0
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	親子関係形成支援事業の実施予定はありませんが、今後、ニーズの把握に努め調査・研究を進めます。				

■ 産後ケア事業

(単位：人)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	110	105	80	76	72
②確保内容(人)	110	105	80	76	72
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	産後ケアの実施事業所(4事業所)への業務委託により対応しています。 計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計から利用者数を推計)				

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（単位：人）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人)	2	1	1	1	1
	確保内容(人)	2	1	1	1	1
1歳児	量の見込み(人)	3	3	3	3	3
	確保内容(人)	3	3	3	3	3
2歳児	量の見込み(人)	3	3	3	3	3
	確保内容(人)	3	3	3	3	3
①量の見込み(人)		7	7	7	7	7
②確保内容(人)		7	7	7	7	7
不足数(①－②)		0	0	0	0	0
確保方策		計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0～2歳の人口推計から、利用数を推計)				

第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

根室市子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容や、関連する子育て支援施策について掲載いたしました。

計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関する市民ニーズに添えていくため、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、多様化するニーズの把握に努めていきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく各施策について達成状況の点検・評価をすることが必要です。

このため、子ども・子育て支援法に基づく「根室市子ども・子育て会議」のご意見や関係機関、また庁内関係部署などとも連携し、点検・評価するとともに必要に添じ改善を図るなど、計画の推進に取り組んでまいります。

資料編

1 根室市子ども・子育て会議条例

根室市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、根室市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第4条 委員は、教育、保育、子ども・子育て支援事業等の関係者の中から市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 子ども・子育て会議の委員には、根室市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年根室市条例第42号）の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(委員以外の者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日条例第4号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改定後の根室市子ども・子育て会議条例の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の根室市子ども・子育て会議条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月20日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月18日条例第18号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 根室市子ども・子育て会議委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	高 野 智 晴	根室市立学校校長会
副会長	寿 嶋 身江子	学校法人堀内学園睦の園幼稚園
委員	宇 井 三喜子	特定非営利活動法人あいの手
委員	能 村 英 子	根室市町会連合会
委員	成 田 健 治	根室市民生委員児童委員協議会
委員	猪 爪 和 訓	歯舞地区保育センターみさき保育園父母の会
委員	南 木 由加里	根室つくし幼稚園
委員	山 白 美織子	社会福祉法人しらかば保育園
委員	佐 藤 基 子	学校法人釧路カトリック学園根室カトリック幼稚園
委員	庄 林 大 騎	根室市立まつもと保育所父母の会
委員	高 野 美 奈	根室商工会議所
委員	原 田 純 子	根室市放課後子どもプラン運営委員会
委員	久 山 剛	根室市児童デイサービスセンター
委員	平 澤 譲	根室市青少年健全育成市民会議
委員	佐 藤 武 彦	根室市PTA連合会

【令和6年6月27日現在】

3 根室市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

実施月日	実施内容
令和6年6月27日	第1回 根室市子ども・子育て会議
令和6年7月18日～ 令和6年8月9日	根室市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査 ※小学4・5・6年生、中学生、高校生の全件を対象にアンケート調査を実施、回答はWEB上の入力フォームで回答
令和6年8月19日～ 令和6年9月20日 (追加調査11月5日まで)	根室市子ども・子育て支援策定に関するアンケート実施 ※高校生以下の子どもがいる全世帯から1,000世帯を無作為抽出し保護者が回答、回答は調査票またはWEB上の入力フォームで回答 ※子育て相談所を通じて追加調査を実施
令和6年8月19日～ 令和6年11月30日	アンケート集計・分析
令和6年9月1日	計画（素案）の作成・検討を開始
令和6年12月12日	第2回 根室市子ども・子育て会議
令和6年12月20日	根室市議会文教厚生常任委員会委員協議会
令和6年12月23日～ 令和7年1月22日	計画（案）パブリックコメント実施
令和7年2月3日	第3回 根室市子ども・子育て会議（書面会議）
令和7年2月3日	第3期根室市子ども・子育て支援事業計画完成

第3期 根室市子ども・子育て支援事業計画

令和7年2月発行

発 行 根室市健康福祉部こども子育て課

編 集 根室市健康福祉部こども子育て課

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地

電 話 0153-23-6111

f a x 0153-24-8692